# 長泉町 第5次障がい者計画

2019 (平成31) 年3月

長泉町

# はじめに

近年、国では、平成 28 年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行や、平成 30 年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、障がいを理由とする差別の解消や、新たな障害福祉サービスを追加することなどにより、障がいのある方を支援するための施策の充実に取り組んできました。



このような状況下、当町では、障害者手帳を所持されている方が平成 25 年度末の 1,483 人から平成 29 年度末には 1,628 人へと増加しており、今後も福祉的な支援 が必要な方の増加が予想されております。このため、これまで以上に障がいのある方や その家族、地域住民、関係機関、行政が協力する体制を整えていくことが必要であり、 障がいの有無に関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合える地域づくりが、重要になってくると考えております。

そこで、当町では、より一層の障がい福祉の推進を図るため、平成31年度(2019年度)から平成35年度(2023年度)までの5年間を計画期間として、「第5次障がい者計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、基本目標である"理解・共生"、"生活支援"、"育成・療育"、 "雇用・社会参加"における各取り組みを通じて、本計画の基本理念である「自ら、地 域から、社会から みんなで進める共生社会」を目指してまいりますので、町民の皆様 をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、「第5次障がい者計画」の策定にあたり、ご尽力いただきました「長泉町福祉施策推進・評価委員会」の委員の皆様、貴重なご意見をいただきました関係団体や住民の皆様に、深く感謝申し上げます。

平成31年3月

# 目 次

第	1	章 計画の基本事項	
	1	計画策定の趣旨	1
	2	計画の位置づけ	3
	3	静岡県の方針	4
	4	計画期間	4
	5	計画の対象	8
	6	計画の策定体制	9
第	2	章 障がい者を取り巻く状況	
	1	人口・世帯の状況1	2
	2	障がい者の人数1	4
	3	障がい者を支える地域の状況 2	3
	4	アンケート調査からみた障がいのある人の状況2	6
	5	ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況4	4
	6	重点的な取組4	6
第	3	章 計画の基本的な考え方	
	1	<b>基本理念</b> 4	8
	2	施策体系 4	9
	3	<b>計画の推進体制</b> 5	0
第	4	章 基本計画	
	1	<b>共に生きることを理解し支え合う【理解・共生</b> 】5	2
	2	自分らしく地域で自立した生活を送る【生活支援】5	8
	3	障がいのある子どもの健やかな発達を図る【育成・療育】6	4
	4	いきいきと地域で活動する【雇用・社会参加】6	9
参	考	資料	
	1	長泉町福祉施策推進・評価委員会条例7	2
	2	長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿7	4
	3	長泉町 第5次 障がい者計画策定経過7	5
		~ 本計画書中の表記について ~	
		〇「障害」の「害」の字の表記について 本計画書では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」などの「害」	

本計画書では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」などの「害」 の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有 名詞で漢字が使われている場合は、「障害」とそのまま漢字で表記しています。

〇百分率による集計の表記について

本計画書の中の、百分率による集計では、全体を 100%として算出し、小数第2位を四捨五入、小数第1位までを表記しています。このため、割合の合計が 100%にならないことがあります。

# 第1章 計画の基本事項

# 1 計画策定の趣旨

国は2002(平成14)年に、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指し、「障害者基本計画」を策定し、2017(平成29)年度までの15か年に対する障がい者施策の基本的方向について定めました。その後、2007(平成19)年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011(平成23)年に改正された「障害者基本法」では、障がい者の定義が見直されるとともに、市町村においては「障害者基本計画」の策定が義務付けられました。こうして障がい者に対して適切なサービスを提供できる体制を関連機関と共に構築することとなりました。

2013 (平成 25) 年には、2006 (平成 18) 年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障がい者の範囲に難病 (注1) 患者等を追加し、重度訪問介護 (注2) の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化 (注3) などを行う「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」が施行されました。この約 15 年の間に、障がい者施策に関係する数多くの法律が制定され、「障害者の権利に関する条約」は 2014 (平成 26) 年1月に批准されました。

2016 (平成 28) 年には「障害者総合支援法」が一部改正され、障がい者が自ら望む地域 生活を営むことができるような支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われています。

<sup>(</sup>注1) 「難病」: 難病とは、原因が不明で、治療法が未確立な疾病をいいます。長期にわたる療養が必要なことから、経済的・身体的・精神的負担が大きいとされています。

<sup>(</sup>注2) 「重度訪問介護」: 重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うことです。

<sup>(</sup>注3) 「ケアホームのグループホームへの一元化」:ケアホーム(共同生活介護)とグループホーム (共同生活援助)が、2014(平成26)年の「障害者総合支援法」の施行でグループホームに 一元化されました。一元化後のグループホームは、主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入 浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

静岡県では、2003(平成 15)年3月に、2006(平成 18)年度末までの「第1次静岡県障害者計画」(ふじのくに障害者プラン 21)を策定し、2007(平成 19)年3月に、「障害者基本法」に基づく 2011(平成 23)年度までの「第2次静岡県障害者計画」と「障害者自立支援法」に基づく 2008(平成 20)年度までの「第1期静岡県障害福祉計画」を一体のものとして、「ふじのくに障害者プラン 21」を策定しました。これに基づいて、障がい者施策の総合的な推進に努めてきましたが、国の第3次障害者基本計画の策定や第5期静岡県障害福祉計画の策定に合わせて、静岡県障害者計画の見直しを行い、第4次静岡県障害者計画が 2017(平成 29)年度に策定されました。

本町では、「長泉町第4次障がい者計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応などを踏まえ、病気や障がいの有無に関わらず、全ての町民が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、2019(平成31)年度を初年度とする「長泉町第5次障がい者計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

# 2 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法令

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項で市町村に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を総合的に展開するための基本的な方針を示し、障がい者が地域で生きがいをもって豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

#### (2) 法令、他の計画との関係

本町の上位計画である「長泉町総合計画」・「長泉町地域福祉計画・長泉町地域福祉活動計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、静岡県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、町の障がい者福祉の大綱を示す計画として、町の障がい者福祉施策の基本的 方向性を示しています。また、町の障がい福祉サービス等の具体的な数値を定めた「障が い福祉計画・障がい児福祉計画」と総合的に推進を図ります。

法 根令 拠 障害者基本法 障害者総合支援法、児童福祉法 玉 障害者基本計画 静岡県障害福祉計画、 静岡県障害者計画 畄 静岡県障害児福祉計画 長泉町総合計画 長泉町地域福祉計画: 高齢者保健福祉計画・ 長泉町地域福祉活動計画 介護保険事業計画 子ども・子育て支援 長 泉町 事業計画 健康増進計画 など 障がい者計画 障がい福祉計画、障がい児福祉計画

<法令、他の計画との関係>

# 3 静岡県の方針

静岡県では、平成29年度に、「第4次静岡県障害者計画」を策定しています。

この計画は、「共生社会の実現」、「自立生活の実現」、「安心・安全の実現」の3つの基本理念を実現するために、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」、「地域における自立を支える体制づくり」を施策の3本柱に掲げ、それぞれ現状の課題を分析し、今後、静岡県が取り組む施策を定めることで、基本目標である「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を目指しており、町の障がい者計画の基本となるものです。

# 4 計画期間

計画期間は、2019(平成31)年度を初年度とし、2023年度を目標年度とする5か年計画とします。ただし、国の障がい者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ、計画を見直します。

2018 (平成 30) 年度	2019 (平成 31) 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度		
	第5次障がい者計画(5年間)						
第5期障	がい福祉計画		第6期障がい福祉計画(予定)				
第1期障	がい児福祉計画	3	第2期障が	ハ児福祉計画	(予定)		

# (参考) 法令などの主な改正動向

(参考)太中なとの土な以正劉四	
障害者虐待防止法 〔平成 24 年 10 月 1 日施行〕	○障がい者に対する虐待を発見した人の通報 義務 ○虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義 務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 (平成25年4月1日施行)	○障害者自立支援法に代わる障害者総合支援 法の制定 ○制度の谷間のない支援の提供(難病) ○障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約 〔平成 26 年1月 20 日批准承認〕	○障がい者の固有の尊厳の尊重を促進
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法) (平成28年4月1日施行)	○障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ○合理的配慮の提供
成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法) 〔平成28年5月13日施行〕	〇成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポンー億総活躍プラン 〔平成 28 年6月2日閣議決定〕	<ul><li>○障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援</li><li>○地域共生社会の実現</li></ul>
発達障害者支援法の一部を改正する法律 (平成28年8月1日施行)	<ul><li>○発達障害者支援地域協議会の設置</li><li>○発達障害者支援センターなどによる支援に 関する配慮</li></ul>
障害者総合支援法及び児童福祉法 の改正 (平成30年4月1日施行)	○自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○就労定着支援の創設(就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(障がい児福祉計画の策定義務付け) ○医療的ケアを要する障がい児に対する支援 「平成28年6月3日施行〕

#### (参考) 国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」のポイント

地域における生活の維持及	〇地域生活支援拠点等の整備を一層進める
び継続の推進	○基幹相談支援センター <sup>(注1)</sup> の有効活用や設置を促進
	する
精神障害に対応した地域包	○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らし
括ケアシステム (注2) の構築	い暮らしをすることができるよう、精神障害(発達
	障害及び高次脳機能障害を含む)にも対応した地域
	包括ケアシステムの構築について定める
就労定着に向けた支援	〇障害者総合支援法の一部改正に伴い創設された就労
	定着支援を踏まえ、職場定着の向上にかかる成果目
	標を追加する
障害児支援の提供体制の計	〇障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い
画的な整備	児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務付けられ
	たことを踏まえ、障害児支援の提供体制の確保に関
	する事項等を新たに定める
	• 地域支援体制の構築
	• 保育、保健医療、教育、就労支援などの関係機
	関と連携した支援
	• 地域社会への参加・包容の推進
	・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の
	整備
	• 障害児相談支援の提供体制の確保
地域共生社会の実現のため	〇地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分
の規定の整備	かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをとも
	に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の
	実現に向けた取組を計画的に推進することを定める
発達障害者支援の一層の充	○発達障害者支援法の一部改正を踏まえ、発達障害者
実	支援地域協議会設置の重要性について定める
	○可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよ
	う適切な配慮の重要性について定める

出典:厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

<sup>(</sup>注1) 「基幹相談支援センター」: 市町村又は相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止を行います。

<sup>(</sup>注2) 「地域包括ケアシステム」: 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。精神障がいに関しては、国から、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」として、2020年度までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置するよう示されています。

#### (参考) 国の障害者基本計画 (第4次) の概要 (平成29年度策定)

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第 11 条第1項の規定に基づき、障害者の自立 及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画に 位置付けられる
計画期間	平成 30 年度から 34 年度までの5年間
基本原則	<ul> <li>○地域社会における共生等</li> <li>・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保</li> <li>・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保・言語(手話を含む)、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大</li> <li>○差別の禁止・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止</li> </ul>
	・ 社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 ・ 社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 〇国際的な協調の下での共生社会の実現
各分野に共通する	○条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障害者を
横断的視点	施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える 〇社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ (注1) の向上 〇当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 〇障害特性等に配慮したきめ細かい支援 〇障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
	OPDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進
施策の円滑な推進	○連携・協力の確保 ○理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
各分野の障害者施策の基本的な方向	○安全・安心な生活環境の整備 ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○防災、防犯等の推進 ○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ○保健・医療の推進 ○行政等における配慮の充実 ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○教育の振興 ○文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○国際社会での協力・連携の推進

出典:内閣府

<sup>(</sup>注1) 「アクセシビリティ」: 年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にた どり着け、利用できることをいいます。また、「情報アクセシビリティ」は、障がいのある人や高 齢者などが、情報通信機器、ソフトウェア及び様々な情報通信技術によって実現されるサービスを 支障なく操作又は利用できる機能をいいます。

# 5 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障がい者
- 知的障がい者
- 精神障がい(発達障がいを含む)者
- その他の心身の機能に障がいのある者で、障がい及び社会的障壁により、継続的に 日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

#### (参考) 障害者基本法第2条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

# 6 計画の策定体制

#### (1) 策定体制

#### 1)長泉町

本計画の策定・見直しに関しては、長泉町福祉施策推進・評価委員会が調査・審議等を 行い、庁議を経て計画を決定します。

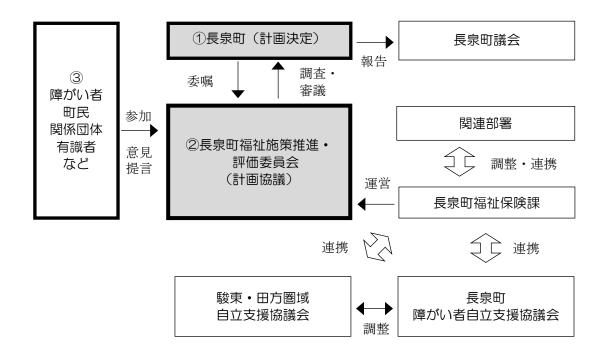
計画は町議会に報告します。

#### ②長泉町福祉施策推進•評価委員会

福祉団体等、社会福祉施設、住民組織、医療機関の代表者や学識経験者などの参画を得て「長泉町福祉施策推進・評価委員会」を設置し、本町の障がい者を支える方々からの幅広い意見を踏まえて内容を協議し、町長に計画案を提案します。

#### ③障がい者、町民、関係団体、有識者など

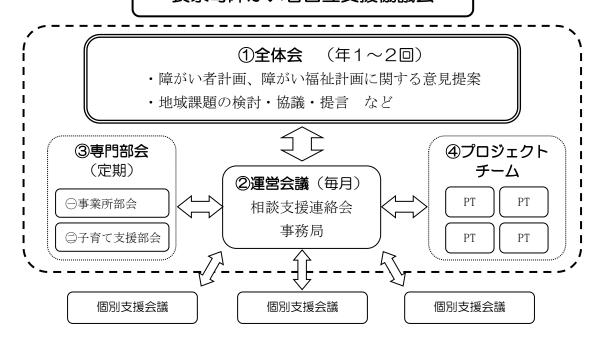
計画を推進する主体者、サービスの利用者として、アンケート、パブリックコメントなどを通して、計画全般にわたって積極的な意見を提案します。



#### (参考) 長泉町障がい者自立支援協議会について

平成 29 年4月より、「長泉町障がい者自立支援協議会」が設立され、下記の体系により、 障がいのある人の地域生活を支援するためのシステムづくりや関係機関のネットワークの 構築に向けて、個別支援会議において提起された地域課題について定期的に協議を行いま す。

# 長泉町障がい者自立支援協議会



#### ①全体会(年1~2回)定員17名以内

役割:障がい者計画、障がい福祉計画の検討、地域課題の検討・協議・提言 専門部会、プロジェクトチームの設置、活動内容の承認 など

委員構成: 障がい福祉に関する相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係機関、教育・雇用関係機関、障がい者関係団体、関係行政機関、学識経験者、その他

#### ②運営会議、相談支援連絡会(毎月)

役割:困難事例の集約・確認、全体会の運営、専門部会、プロジェクトチームの調整など

#### ③専門部会(定期)

#### ○事業所部会

町内関係事業所が定期的に集まり、情報交換、交流を通し、ネットワークの形成、課題の共有 化を図る。

#### △子育て支援部会

子育てに関する課題を関係者及び関係機関が共有し、地域で安心して子育てができる環境づく りに努める。また、気になる子どもの早期療育や、子どもと接する支援者等の研修を図る。

#### ④プロジェクトチーム(有期・必要に応じ)

役割:専門的あるいは集中的な検討が必要な地域課題について、専門家を集め短期的に集中して 課題の検討にあたる。

# (2) 各種調査の実施概要

#### ①現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス提供体制の基礎資料とします。

#### ②障がい者アンケート調査

障がい者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、「長泉町障がい者 計画見直しに関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施しました。

対象者	長泉町にお住まいの、障害者手帳を所有する方・障がい福祉サービスを利用している方 1,000 人 (無作為抽出)				
実施期間	平成 29 年 11 月 20 日~12 月8日				
実施方法	郵送配布•郵送回収				
和	配布数    回答数    回答率				
配布•回答数	1,000票	636票	63.6%		

#### ③障がい者団体・相談支援事業所へのヒアリング調査の実施

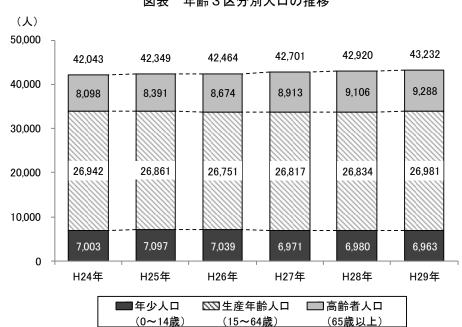
障がい者の団体やサービス事業者などの意見を計画に反映するため、「障がい者団体への ヒアリング調査」(以下、「ヒアリング調査」という。)を実施しました。

	• 障がい者団体:
	身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、きせがわ会、
対象団体	障がい児の将来を考える会 エール
	• 相談支援事業所:
	ゆううん、まえむきガーデン、サポートセンターなかせ
<b>⇔</b> ₩₩	・障がい者団体:平成 30 年 10 月 30 日
実施期間 	•相談支援事業所:平成30年11月5日
実施方法	調査票を事前送付の上、聞き取り調査
<b>美旭月宏</b>	<u> 調査宗で争削を刊の上、国合取り調査</u>
同饮料	フロケ
回答数	フ団体

# 第2章 障がい者を取り巻く状況

# 1 人口・世帯の状況

全国や静岡県で人口減少が進む中、本町の人口は増加傾向にあり、平成 29 年 10 月1日 現在 43,232 人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、高齢者人口は平成 24 年の 8,098 人から平成 29 年には 9,288 人に増加している一方、年少人口及び生産年齢人口は、横ばいとなっており、高齢者人口の割合が次第に増加しています。



図表 年齢3区分別人口の推移

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

図表 年齢3区分別人口割合

(単位:%)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
年少人口 (0~14 歳)	16. 7	16. 8	16. 6	16. 3	16. 3	16. 1
生産年齢人口 (15~64 歳)	64. 1	63. 4	63. 0	62. 8	62. 5	62. 4
高齢者人口 (65 歳以上)	19. 3	19. 8	20. 4	20. 9	21. 2	21. 5

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

また、世帯数は平成 29 年 10 月 1 日現在で 18,089 世帯となっており、増加が続いていますが、1 世帯あたり人員は緩やかに減少しており、平成 24 年は 2.45 人でしたが、平成 29 年には 2.39 人となっています。

(世帯) (人) 30,000 3.00 2.45 2.44 2.43 2.41 2.39 2.39 25,000 2.50 2.00 20,000 17,931 18.089 17,691 17,482 17,322 17,143 15,000 1.50 10,000 1.00 5,000 0.50 0.00 0 H29年 H24年 H25年 H26年 H27年 H28年 世帯数 一一1世帯あたり人員

図表 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

# 2 障がい者の人数

#### (1)障害者手帳所持者数の推移(全体)

障がいのある人の推移を身体障害者手帳 (注1)、療育手帳 (注2)、精神障害者保健福祉手帳 (注3) の所持者数でみると、全体では増加が続いており、平成 25 年度は 1,483 人でしたが、平成 29 年度には 1,628 人となっています。各障害者手帳とも増加を続けていましたが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、平成 29 年度に減少しています。

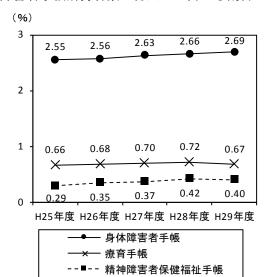
手帳所持者数の総人口に占める割合をみると、療育手帳は 0.7%前後でほとんど横ばいとなっていますが、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳はわずかながら増加傾向にあり、平成 29 年度は、身体障害者手帳が 2.69%、療育手帳は 0.67%、精神障害者保健福祉手帳が 0.40%となっています。

図表 障害者手帳所持者数の推移

(人) 2,000 1,627 1,628 1,579 1,527 1,483 1,500 1,140 1,162 1,123 1,000 1,089 1,080 500 307 291 290 298 279 158 180 175 124 148 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 ■身体障害者手帳 ◯◯ 療育手帳 ■ 精神障害者保健福祉手帳

資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

#### 図表 障害者手帳所持者数の総人口に占める割合の推移



資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

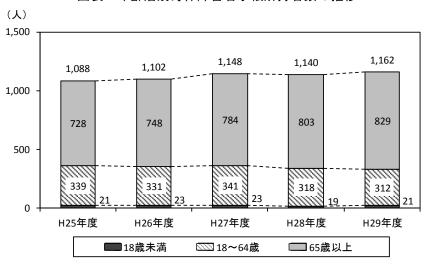
<sup>(</sup>注1) 「身体障害者手帳」:「身体障害者福祉法」に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができるものであることを確認するもので、障がいの程度により1級から6級の等級が記載されています。

<sup>(</sup>注2) 「療育手帳」: 児童相談所等において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・助言など、各種の支援を受けることができるものです。

<sup>(</sup>注3) 「精神障害者保健福祉手帳」:「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証します。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人は福祉サービスを利用できます。

#### (2) 身体障がい者

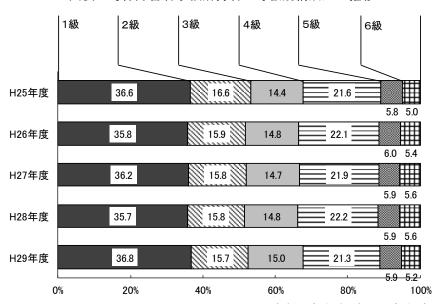
身体障害者手帳所持者を年齢層別にみると、65歳以上は、増加が続いており、平成25年度は728人でしたが、平成29年度には829人となっています。18~64歳は、平成28年度以降、減少しており、18歳未満は、20人前後で推移しています。



図表 年齢層別身体障害者手帳所持者数の推移

資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

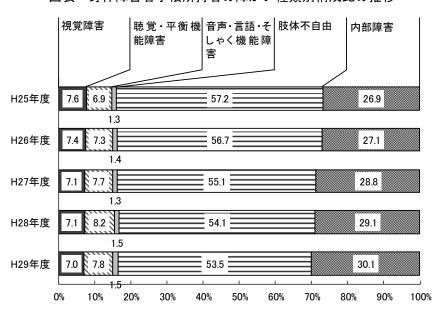
等級別構成比をみると、平成 29 年度は、1級が 36.8%で最も高く、次いで4級が 21.3%、2級が 15.7%、3級が 15.0%、5級が 5.9%、6級が 5.2%となっていて、重度の1級と2級だけで約半数を占めています。また、各等級とも構成比に大きな変化はみられません。



図表 身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移

資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

障がい種類別構成比をみると、平成29年度は、肢体不自由が53.5%で最も高く、次いで内部障害が30.1%で、この2種類で8割以上を占めています。また、肢体不自由は、平成25年度以降、減少が続いている一方、内部障害は増加が続いています。そのほかの種類は、構成比に大きな変化はみられません。



図表 身体障害者手帳所持者の障がい種類別構成比の推移

資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

障がい種類別等級の分布をみると、視覚障害、内部障害は1級が最も多く、重度である1級と2級の合計では、内部障害は約7割を、視覚障害は約6割を占めています。また、聴覚・平衡機能障害は2級、音声・言語・そしゃく機能障害は3級、肢体不自由は4級が最も多くなっています。

図表 身体障害者手帳所持者の障がい種類別等級の分布

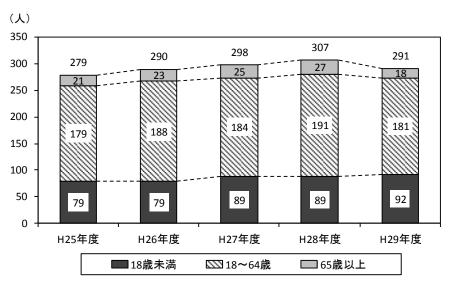
(単位:人)

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
1級	31	7	0	146	244	428
2級	19	29	3	129	2	182
3級	4	13	11	107	39	174
4級	7	14	4	157	65	247
5級	11	0	0	57	0	68
6級	9	28	0	26	0	63
合計	81	91	18	622	350	1, 162

資料:福祉保険課(平成30年3月末日現在)

#### (3) 知的障がい者

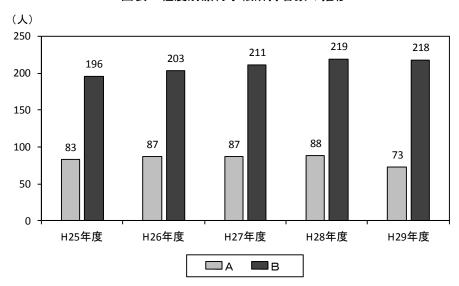
療育手帳所持者数を年齢層別にみると、18歳未満では増加が続いており、平成25年度は79人でしたが、平成29年度には92人となっています。18~64歳と65歳以上では、平成29年度に減少しています。



図表 年齢層別療育手帳所持者数の推移

資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

程度別療育手帳所持者数の推移をみると、障がいの程度が重度であるAは80人台で推移してきましたが、平成29年度に15人減少し、73人となっています。Bは増加が続いてきましたが、平成29年度に1人減り、218人となっています。



図表 程度別療育手帳所持者数の推移

資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

程度別年齢の分布をみると、A、B共に 18~39 歳で最も多く、Aは 30 人で約4割、Bは 79 人で4割弱となっています。また、18 歳未満を加えた 40 歳未満では、Aは 50 人、Bは 151 人と、共に7割弱を占めています。

図表 療育手帳所持者の程度別年齢の分布

(単位:人)

	総数	18 歳未満	18~39歳	40~64 歳	65 歳以上
А	73	20	30	18	5
В	218	72	79	54	13
手帳所持者合計	291	92	109	72	18

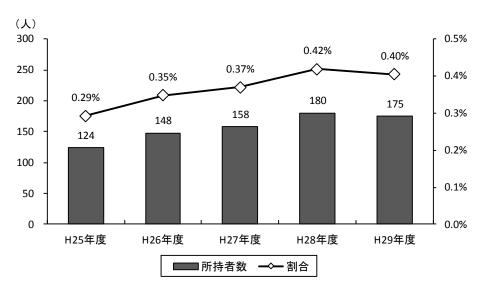
資料:福祉保険課(平成30年3月末日現在)

#### (4)精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度までは増加が続いていましたが、平成 29 年度は前年度よりも5人減少し、175 人となっています。

手帳所持者数の総人口に占める割合をみると、所持者数と同様に平成 28 年度までは増加が続いていましたが、平成 29 年度は減少し、0.40%となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に占める割合の推移



資料:福祉保険課(各年度3月末日現在)

等級別構成比の推移をみると、平成 29 年度は1級で 8.0%、2級で 63.4%、3級で 28.6%となっており、平成 25 年度以降、いずれの等級も大きな変化はみられません。

1級 2級 3級 H25年度 69.4 24.2 H26年度 66.2 25.7 H27年度 65.8 26.6 68.3 H28年度 23.9 H29年度 63.4 28.6 0% 40% 60% 80% 100% 20%

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移

資料:福祉保険課(平成30年3月末日現在)

等級別年齢の分布をみると、1級、2級共に40~64歳で最も多く、1級は6人で約4割、2級は61人で5割以上となっています。また、3級は、18~39歳と40~64歳で23人と、5割近くを占めています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別年齢の分布

(単位:人)

	総数	18 歳未満	18~39 歳	40~64 歳	65 歳以上
1級	14	0	3	6	5
2級	111	3	29	61	18
3級	50	0	23	23	4
手帳所持者合計	175	3	55	90	27

資料:福祉保険課(平成30年3月末日現在)

# (5) 就園の状況

保育所において、障害者手帳を所持しているか、又は発達に遅れがみられる幼児(以下「障がい児等」という)の在籍状況は、3歳未満及び3歳はばらつきがありますが、4歳以上は増加傾向となっており、平成25年度は7人でしたが、平成29年度には21人になっています。また、認定こども園(注1)では、平成29年度の合計は3人となっています。

図表 保育所の障がい児等の在籍状況(公立2園、私立4園)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在籍児数(人)	3歳未満	301	289	284	274	281
	3歳	141	152	138	148	145
	4歳以上	303	313	326	325	303
	合計	745	754	748	747	729
在籍障がい児等	3歳未満	0	1	6	0	0
の人数(人)	3歳	1	6	7	11	4
	4歳以上	7	10	16	19	21
	合計	8	17	29	30	25
加配保育士数	3歳未満	0	1	2	0	0
(人)	3歳	1	3	4	6	2
	4歳以上	7	8	9	8	12
	合計	8	12	15	14	14

資料:こども未来課(各年度5月1日現在)

図表 認定こども園の障がい児等の在籍状況(公立1園)

		平成	平成	平成	平成	平成
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
在籍児数(人)	3歳未満	_	-	-	_	22
	3歳	-	1	ı	Ī	61
	4歳以上	1	1	1	1	88
	合計	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	171
在籍障がい児等	3歳未満	ı	ı	ı	İ	0
の人数(人)	3歳	ı	ı	ı	İ	2
	4歳以上	1	-	-	-	1
	合計	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	3
加配保育士数	3歳未満	1	-	-	-	0
(人)	3歳	_				0
	4歳以上	-	-	-	- 1	2
	合計	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	2

資料:こども未来課(各年度5月1日現在)

<sup>(</sup>注1) 「認定こども園」: 教育・保育を一体的に行う施設で、保護者が働いている、いないに関わらず、 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を備えてい ます。

一方、幼稚園の障がい児等の在籍状況は、4歳と5歳で平成27年度以降増加傾向となっており、平成26年度は合計が9人と減少しましたが、平成29年度は18人となっています。

図表 幼稚園の障がい児等の在籍状況(公立5園\*、私立1園)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在籍児数(人)	3歳	236	242	241	247	168
	4歳	308	229	253	247	216
	5歳	284	297	226	255	210
	合計	828	768	720	749	594
在籍障がい児等	3歳	0	0	0	0	0
の人数(人)	4歳	5	2	3	4	6
	5歳	7	7	8	8	12
	合計	12	9	11	12	18
加配教諭数	3歳	0	0	0	0	0
(人)	4歳	2	1	2	3	3
	5歳	4	3	5	5	6
	合計	6	4	7	8	9

※平成29年度は、公立4園、私立1園

資料:こども未来課(各年度5月1日現在)

#### (6) 就学の状況

本町では小学校3校全でに特別支援学級を設置しており、平成25年度には7学級になりましたが、平成26年度に5学級に減少して以降、変化はありません。児童数は、平成27年度以降、増加しています。

図表 小学校の特別支援学級の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置校数 (校)	3	3	3	3	3
学級数 (級)	7	5	5	5	5
児童数(人)	35	27	24	26	33

※各年度4月現在だが、年度により基準日が異なる

資料:教育推進課(各年度4月現在※)

本町では中学校2校全でに特別支援学級を設置しており、平成26年度に4学級となりましたが、平成27年度に減少して3学級となって以降、変化はありません。生徒数は、10人台で推移し、平成29年度は14人となっています。

図表 中学校の特別支援学級の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
設置校数(校)	2	2	2	2	2
学級数 (級)	3	4	3	3	3
生徒数(人)	14	15	17	12	14

※各年度4月現在だが、年度により基準日が異なる

資料:教育推進課(各年度4月現在※)

通級指導教室 (注1) は、小学校では平成 27 年度に設置されて以降、増加が続き、平成 29 年度は 17 人となっています。また、中学校には、通級指導教室の設置はありません。

図表 通級指導教室の状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童数(小学校)(人)	設置なし	設置なし	14	16	17
生徒数(中学校)(人)	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし	設置なし

資料:教育推進課(各年度4月7日現在)

<sup>(</sup>注1) 「通級指導教室」: 小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がい、又は発達の遅れがある児童・生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を行う場のことです。

# 3 障がい者を支える地域の状況

#### (1)相談窓口

障がいに関する町内の相談支援事業所 (注1) は下表のとおりです。

図表 相談支援事業所

事業所区分	事業所数(か所)
指定一般相談支援事業所	3
指定特定相談支援事業所	2
指定障害児相談支援事業所	2

資料:静岡県指定事業所一覧(平成30年12月1日現在)

# (2) サービス事業者

町内で障がい者及び障がい児に対する支援やサービスを提供する事業所数は、下表のと おりです。

図表 障がい福祉サービス提供事業所

サービス項目	事業所数(か所)	定員(人)
居宅介護	2	_
重度訪問介護	2	_
同行援護	2	-
行動援護	1	-
重度障害者等包括支援	0	0
生活介護	2	70
自立訓練(機能訓練)	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0
就労移行支援	2	16
就労継続支援A型	1	20
就労継続支援B型	6	104
就労定着支援	1	-
療養介護	0	0
短期入所(福祉型・医療型)	1	6
自立生活援助	0	0
共同生活援助	2	18
施設入所支援	1	50

<sup>(</sup>注1) 「相談支援事業所」: 障がい福祉サービスを利用するための「サービス利用計画」の作成や日常の困り事等について相談できる場所のことです。

サービス項目	事業所数(か所)	定員(人)
計画相談支援	2	1
地域移行支援	2	-
地域定着支援	2	-
児童発達支援	1	10
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	5	60
保育所等訪問支援	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0
福祉型児童入所施設・医療型児童入所施設	0	0
障害児相談支援	2	-

資料:静岡県指定事業所一覧(平成30年12月1日現在)

# (参考) 障がい福祉サービスについて

サービス名	内容
居宅介護(ホ	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、介護や家事、生活等に関
ームヘルプ)	する相談や助言など、生活全般に関する援助を行います。
重度訪問介	重度の肢体不自由、又は重度の知的障がい・精神障がいがあり、
護	常に介護を必要とする人に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事
	の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際に同行
	し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の
	介護のほか、必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行
	動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移
	動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者	介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、
等包括支援	同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括
	的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間、通所施設において、入
	浴・排せつ・食事等の介護など、必要な日常生活上の支援や、創
	作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上の
4 1 = 114 1 2 104	ために必要な援助を行います。
自立訓練(機	身体障がい者や難病患者に対して、理学療法、作業療法その他
能訓練)	の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談や助言などの
<del></del>	支援を行います。
自立訓練(生	知的障がい者や精神障がい者に対して、入浴、排せつ、食事等
活訓練)	に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関
+0.32.72.72.4	する相談や助言などの支援を行います。
就労移行支	就労を希望する障がい者に対して、生産活動や職場体験などの
援	機会の提供を通じて、就労に必要な知識や、能力の向上のために
+ D > Y	必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に
│援A型	基づく生産活動の機会の提供、知識や能力の向上に必要な訓練な
+1> >>	どを行います。
就労継続支	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障が
援B型	い者に対し、生産活動などの機会の提供、知識や能力の向上に必
	要な訓練などを行います。

サービス名	内容
就労定着支	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課
援	題を把握し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障
	がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院での医療的ケアを必要とし、常に介護を必要とする障がい
	者に対して、主に昼間、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、
	看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所(シ	自宅で介護する人が病気などで介護を行うことができない場
ョートステ	合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもら
イ)	い、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
自立生活援	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移
助	行を希望する知的障がい者や精神障がい者などに、一人暮らしに
	必要な理解力や生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対
	応により必要な支援を行います。
共同生活援	主に夜間、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事
助(グループ	の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
ホーム)	
施設入所支	主に夜間、施設で入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関す
援	る相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
計画相談支	障がい福祉サービスを利用する障がい者に対して、サービス等
援	利用計画の作成等を行います。
地域移行支	障がい者支援施設や精神科病院等からの退所・退院にあたっ
援	て、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支
111 1 1 1 2 - 24 - 1	接を行います。
地域定着支	単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、
援	障がいの特性に起因して生じた緊急事態に、緊急訪問や相談など
旧立及法士	の必要な支援を行います。
児童発達支	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や
援 	知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行
<b>医康刑旧</b>	います。
医療型児童	<ul><li>・・・ 原体不自由の障がいたに、日常主活にありる基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と併せて、治療を</li></ul>
発達支援 	等の知識技能の何子、集団主治への過心訓練等と併せて、治療を行行います。
放課後等デ	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能
放 味 後 寺 ノ   イサービス	加ま中の障がいたに、放床後や髪体の等の表別が戦中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進し
	するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童
問支援	との集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指
1-0/1/2	導等を行います。
居宅訪問型	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に、居宅を訪問し
児童発達支	て、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、そ
援	の他必要な支援を行います。
福祉型児童	施設等に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指
入所施設•医	導及び知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」
療型児童入	と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
所施設	
障害児相談	障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)
支援	を利用する障がい児に、障がい児支援利用計画を作成し、一定期
	間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

# 4 アンケート調査からみた障がいのある人の状況

#### (1)調査概要

障がいのある人への福祉施策の更なる充実を図るため、障がいのある人の日常生活に関する 意見を把握し、計画を見直すための基礎資料とすることを目的として実施しました。 調査概要は、以下のとおりです。

○調査対象:長泉町にお住まいの、障害者手帳を所有する方・障がい福祉サービスを利

用している方 1,000 人 (無作為抽出)

〇調査期間: 平成29年11月20日~12月8日

〇調查方法:郵送配布•郵送回収

〇配布 • 回答数:配布数 1,000 票、回答数 636 票(回答率 63.6%)

〇調査内容:

①回答者について	⑥相談体制について
②日常生活について	⑦障がいのある方に対する理解について
③社会参加について	⑧災害時の避難・対策について
④就労について	⑨障がい福祉サービスについて
⑤情報収集について	⑩その他

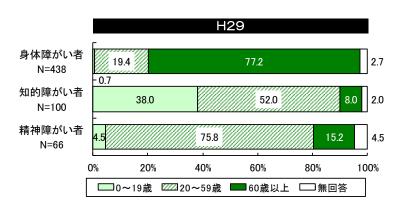
#### ○調査結果の表記等について:

- ・比率は全て百分率で表し、小数第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。
- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の数は、アンケート調査内での回答による数のため、回収数と回答者数は一致していません。
- 知的障がい者は、平成25年調査では別のアンケート調査内で実施しているため、 結果を記載していない項目があります。

### (2)調査結果

#### ①回答者について

回答者の年齢構成をみると、身体障がい者は「60歳以上」が77.2%、精神障がい者は「20~59歳」が75.8%で最も高く、いずれも7割以上を占めています。知的障がい者は、「20~59歳」が52.0%で最も高く、次いで「0~19歳」が38.0%となっており、若い年齢層が高くなっています。



図表 回答者の年齢構成

#### ②日常生活について

現在の住まいをみると、いずれも「自宅」が最も高く、身体障がい者は95.4%、精神障がい者は93.9%と9割を超えています。また、知的障がい者も87.0%と9割近く、次いで「福祉施設に入所中」が10.0%となっています。

前回調査との比較では、身体障がい者及び精神障がい者は「自宅」の割合が高くなり、 知的障がい者は「福祉施設に入所中」の割合が高くなっています。

図表 現在の住まい

(単位:%)

平成 29 年 調査	自宅	病院に 入院中	福祉施設に 入所中	グループ ホーム	その他	無回答
身体障がい者 N=438	95. 4	1. 4	2. 1	0. 2	0. 7	0. 2
知的障がい者 N=100	87. 0	0. 0	10. 0	2. 0	1. 0	0.0
精神障がい者 N=66	93. 9	4. 5	0. 0	1. 5	0. 0	0.0

平成 25 年 調査	自宅	病院に 入院中	福祉施設に 入所中	グループ ホーム	その他	無回答
身体障がい者 N=636	91. 5	2. 5	4. 9	0. 5	0.3	0.3
知的障がい者 N=144	91. 7	6. 3	0. 7		0.0	1.4
精神障がい者 N=67	89. 6	7. 5	1. 5	0. 0	1. 5	0.0

今後暮らしたいところをみると、いずれも「家族と一緒に暮らしたい」が最も高く、身体障がい者は 78.8%、知的障がい者は 60.0%、精神障がい者は、60.6%となっており、精神障がい者では、これに次いで「独立して一人で暮らしたい」が 18.2%となっています。

前回調査との比較では、身体障がい者は「家族と一緒に暮らしたい」、精神障がい者は「施設で暮らしたい」が高くなっています。

#### 図表 今後暮らしたいところ

(単位:%)

平成 29 年 調査	家族と 一緒に 暮らし たい	独立し て一人 で暮ら したい	施設で 暮らし たい	グループ ホーム間 で付い に も したい	病院に 入院し たい	その他	わから ない	無回答
身体障がい者 N=438	78. 8	6. 2	3. 0	1.8	1. 1	1. 1	7. 1	0.9
知的障がい者 N=100	60. 0	7. 0	7. 0	10. 0	0. 0	2. 0	13. 0	1.0
精神障がい者 N=66	60. 6	18. 2	3. 0	3. 0	1. 5	1.5	12. 1	0.0

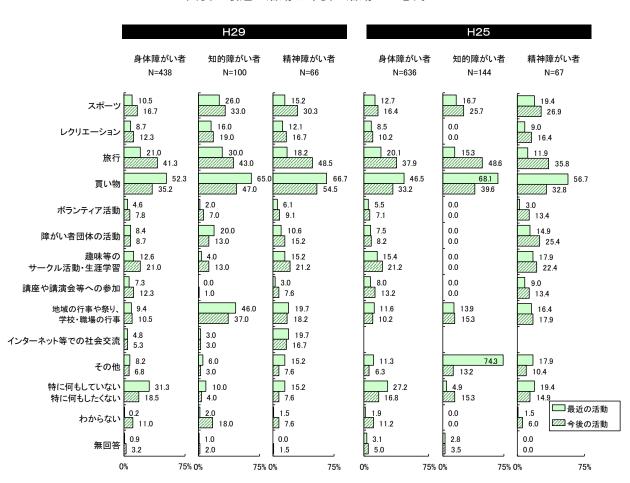
平成 25 年 調査	家族と 一緒に 暮らし たい	独立し て一人 で暮ら したい	施設で 暮らし たい	グループ ホーム等 で仲間と 一緒に暮 らしたい	病院に 入院し たい	その他	わから ない	無回答
身体障がい者 N=636	74. 8	7. 1	4. 4	1. 6	0. 3	0.8	8. 3	2. 7
知的障がい者 N=144	70. 1	7. 6	5. 6		0. 0	2. 8	12. 5	1.4
精神障がい者 N=67	61. 2	17. 9	0.0	6. 0	4. 5	1.5	9. 0	0.0

#### ③社会参加について

最近行った活動をみると、いずれの障がい種別も「買い物」が最も高く、身体障がい者は 52.3%、知的障がい者は 65.0%、精神障がい者は 66.7%となっています。知的障がい者は、これに次いで「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が 46.0%、「旅行」が 30.0%となっており、精神障がい者は「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」、「インターネット等での社会交流」が共に 19.7%となっています。一方、身体障がい者は、「特に何もしていない」が 31.3%となっています。

今後行いたい活動をみると、知的障がい者及び精神障がい者では、「買い物」が 47.0% と 54.5%で最も高く、次いで「旅行」が 43.0%と 48.5%となっています。身体障がい者は、「旅行」が 41.3%と最も高く、次いで「買い物」が 35.2%となっています。また、知的障がい者は、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が、精神障がい者は「インターネット等での社会交流」が他の障がい種別よりも 10 ポイント以上高く、身体障がい者では、「特に何もしたくない」が他の障がい種別よりも高くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者は、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」や「障がい者団体の活動」、「レクリエーション」などが最近の活動、今後の活動共に高くなっています。



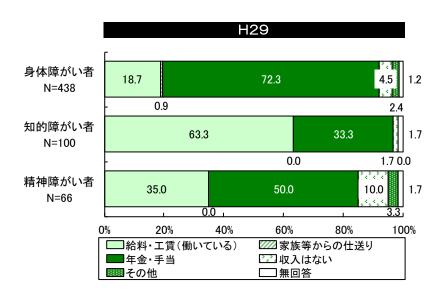
図表 最近の活動と今後の活動への意向

※「インターネット等での社会交流」は、平成29年調査で新たに追加

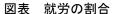
#### ④就労について

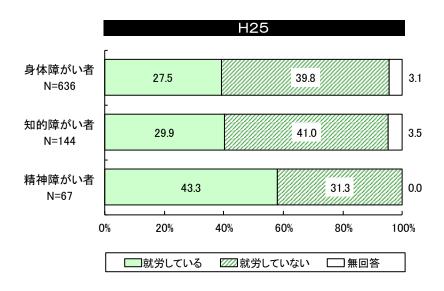
主な収入をみると、身体障がい者及び精神障がい者では、「年金・手当」がそれぞれ72.3%、50.0%で最も高く、「給料・工賃」はそれぞれ18.7%、35.0%となっており、知的障がい者では「給料・工賃」が63.3%で最も高くなっています。

主な収入の「給料・工賃」を「就労している」としてみると、前回調査と比較して、知的 障がい者で就労している人の割合が高くなっています。



図表 主な収入

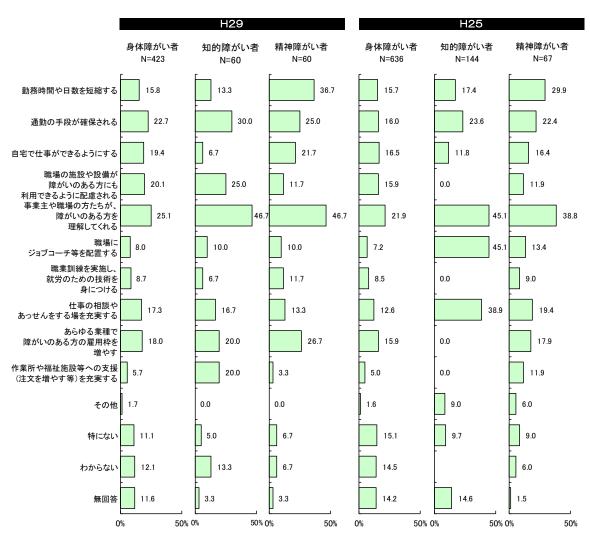




障がいのある方が働くために必要な条件や環境整備をみると、いずれの障がい種別でも「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」が最も高く、次いで、身体障がい者及び知的障がい者では「通勤の手段が確保される」がそれぞれ 22.7%、30.0%、精神障がい者では、「勤務時間や日数を短縮する」が 36.7%となっています。

また、知的障がい者では、「作業所や福祉施設等への支援(注文を増やす等)を充実する」が、精神障がい者では「勤務時間や日数を短縮する」が他の障がい種別よりも割合が高くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者では「職場にジョブコーチ<sup>(注1)</sup>等を配置する」や「仕事の相談やあっせんをする場を充実する」が大きく低下する一方で、「職場の施設や設備が障がいのある方にも利用できるように配慮される」や「あらゆる業種で障がいのある方の雇用枠を増やす」、「作業所や福祉施設等への支援(注文を増やす等)を充実する」などが高くなっています。



図表 障がいのある方が働くために必要な条件や環境整備

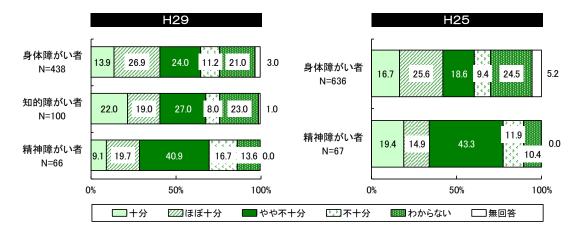
31

<sup>(</sup>注1) 「ジョブコーチ」: 障がい者等が、職場に適応することを容易にするため、職業習慣の確立や同僚への障がい者特性に関する理解の促進を図る人のことです。

#### ⑤情報収集について

福祉に関する情報の入手方法の満足度をみると、「十分」と「ほぼ十分」を合計した『十分である』は、身体障がい者で40.8%、知的障がい者で41.0%、精神障がい者で28.8%となっており、精神障がい者ではやや低くなっています。また、「不十分」と「やや不十分」を合計した『不十分である』が、精神障がい者では57.6%と半数を超えており、『十分である』を上回っています。

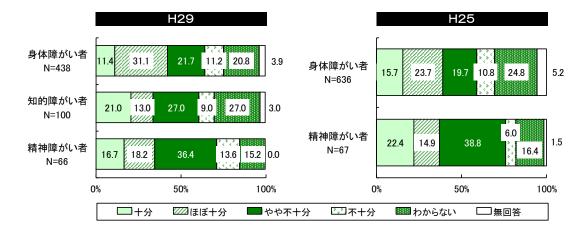
前回調査との比較では、いずれも『十分である』が低下していますが、特に精神障がい 者では 5.5 ポイント低下しています。



図表 福祉に関する情報の入手方法の満足度

福祉に関する情報の内容の満足度をみると、『十分である』は、身体障がい者で 42.5%、 知的障がい者で 34.0%、精神障がい者で 34.9%となっており、身体障がい者では高くなっています。また、『不十分である』は、知的障がい者で 36.0%、精神障がい者で 50.0% と、『十分である』を上回っています。

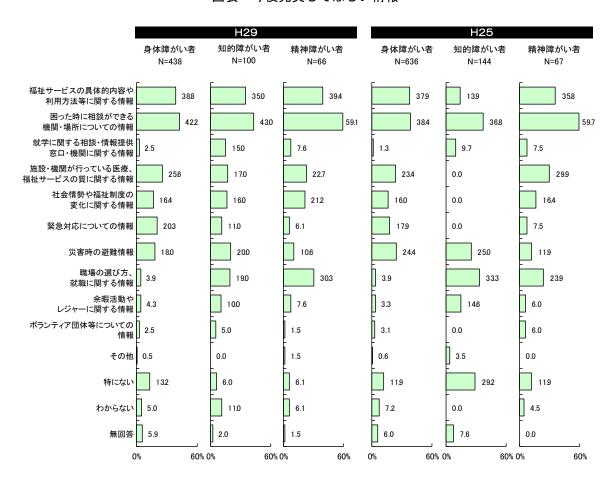
前回調査との比較では、精神障がい者で『十分である』が低下しています。



図表 福祉に関する情報の内容の満足度

今後充実してほしい情報をみると、いずれの障がい種別でも「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が最も高く、次いで「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」となっています。特に、精神障がい者では、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が59.1%で、他の障がい種別よりも16ポイント以上上回っており、「職場の選び方、就職に関する情報」も10ポイント以上上回っています。また、身体障がい者では、「緊急対応についての情報」、知的障がい者では、「就学に関する相談・情報提供窓口・機関に関する情報」などが他の障がい種別よりも高くなっています。

前回調査との比較では、知的障がい者では「特にない」が低下し、「福祉サービスの具体的内容や利用方法等に関する情報」や「施設・機関が行っている医療、福祉サービスの質に関する情報」などが高くなっています。

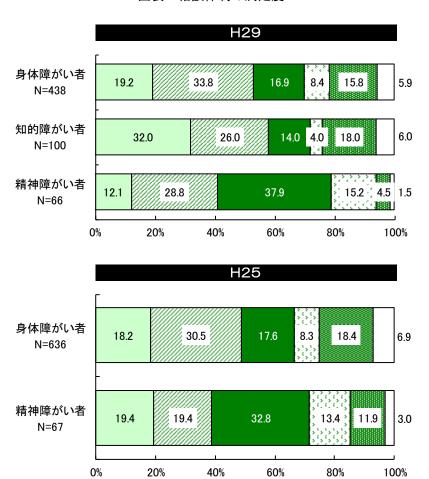


図表 今後充実してほしい情報

#### ⑥相談体制について

相談体制の満足度をみると、「十分」と「ほぼ十分」を合計した『十分である』は、身体障がい者で53.0%、知的障がい者で58.0%、精神障がい者で40.9%となっており、精神障がい者はやや低くなっています。また、精神障がい者は「不十分」と「やや不十分」を合計した『不十分である』が53.1%と半数を超えており、『十分である』を上回っています。

前回調査との比較では、精神障がい者で『十分である』がほぼ横ばいですが、『不十分である』が高くなっています。

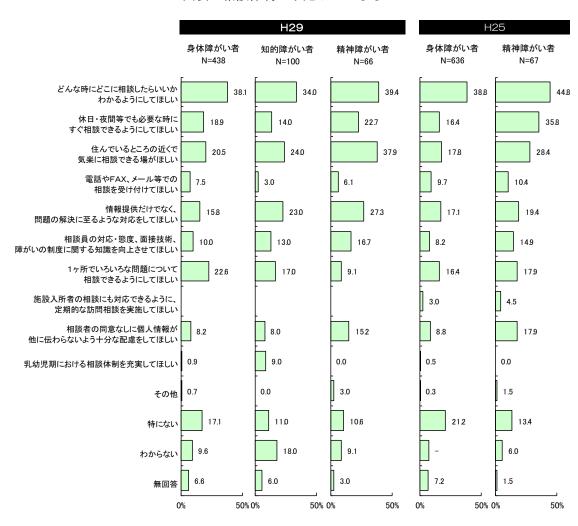


図表 相談体制の満足度

□ 十分 □ ほぼ十分 ■ やや不十分 □ 不十分 ■ わからない □ 無回答

相談体制に不足しているものをみると、いずれの障がい種別も「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も高く、身体障がい者で38.1%、知的障がい者で34.0%、精神障がい者で39.4%となっています。精神障がい者は、これに次ぐ「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」も37.9%で、他の障がい種別よりも10ポイント以上上回っています。また、身体障がい者では、「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が22.6%で2番目に高く、他の障がい種別よりも高くなっています。

前回調査との比較では、精神障がい者では「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」や「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」などが高くなり、一方で「休日・夜間等でも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」は 10 ポイント以上低下しています。

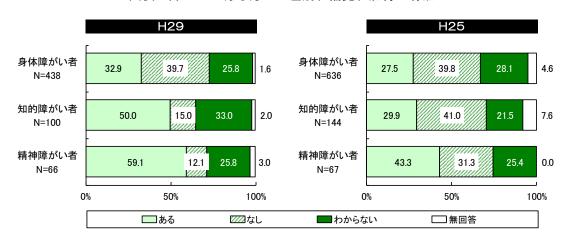


図表 相談体制に不足しているもの

#### ⑦障がいのある方に対する理解について

障がいのある方への差別、偏見、虐待の有無をみると、身体障がい者は「なし」が39.7%、「ある」が32.9%と、「なし」がやや上回っていますが、精神障がい者は「ある」が59.1%、知的障がい者も「ある」が50.0%で、いずれも半数以上となっています。

前回調査との比較では、いずれの障がい種別でも「ある」が高くなっていますが、知的 障がい者は 20.1 ポイント、精神障がい者は 15.8 ポイント高くなっています。

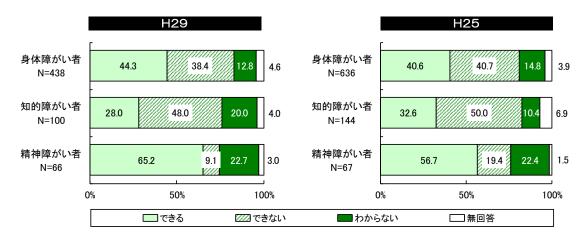


図表 障がいのある方への差別、偏見、虐待の有無

#### ⑧災害時の避難・対策について

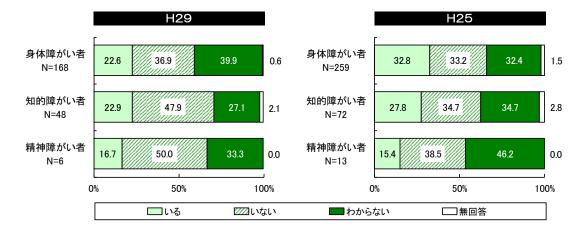
災害等の緊急時の一人での避難をみると、「できる」は身体障がい者で 44.3%、知的障がい者で 28.0%、精神障がい者で 65.2%となっており、精神障がい者では6割以上が一人で避難できるのに対して、知的障がい者では「できない」が 48.0%と、「できる」を上回っています。

前回調査との比較では、身体障がい者及び精神障がい者では「できる」が高くなっていますが、知的障がい者では「できる」が低下しています。



図表 災害等の緊急時の一人での避難

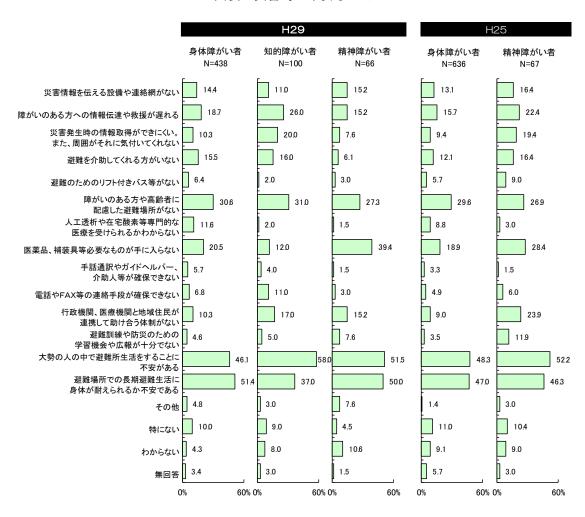
災害時に近所で助けてくれる方の有無をみると、「いる」は身体障がい者で 22.6%、知的障がい者で 22.9%となっており、いずれの障がい種別も「いない」が上回っています。前回調査との比較では、「いる」は身体障がい者と知的障がい者で共に低下しています。



図表 災害時に近所で助けてくれる方の有無

災害時に不安なことをみると、「大勢の人の中で避難所生活をすることに不安がある」は、知的障がい者で 58.0%、精神障がい者で 51.5%とそれぞれ最も高く、次いで、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」は知的障がい者が 37.0%、精神障がい者が 50.0%となっています。身体障がい者は、上位が逆転しており、それぞれ 46.1%と 51.4%となっています。また、精神障がい者は「医薬品、補装具等必要なものが手に入らない」が 39.4%と他の障がい種別よりも高く、知的障がい者は、「災害発生時の情報取得ができにくい、また、周囲がそれに気付いてくれない」が 20.0%と他の障がい種別よりも高くなっています。

前回調査との比較では、精神障がい者で「医薬品、補装具等必要なものが手に入らない」 が高くなり、一方で「災害発生時の情報取得ができにくい。また、周囲がそれに気付いて くれない」や「避難を介助してくれる方がいない」は低下しています。

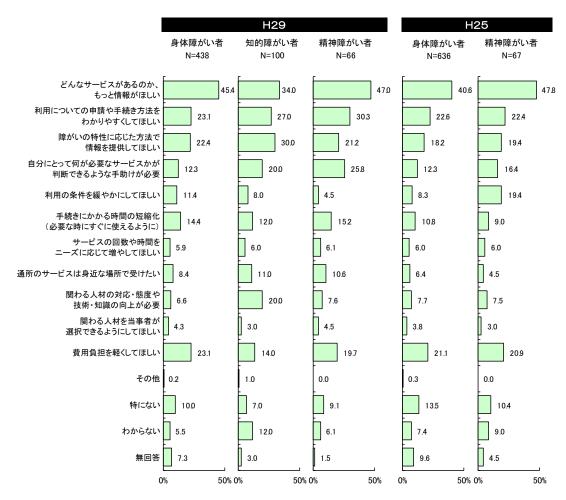


図表 災害時に不安なこと

#### 9 障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望することをみると、いずれの障がい種別も「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も高く、身体障がい者で45.4%、知的障がい者で34.0%、精神障がい者で47.0%となっており、次いで身体障がい者では「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」及び「費用負担を軽くしてほしい」が共に23.1%、知的障がい者では「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」が30.0%、精神障がい者は「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が30.3%となっています。また、知的障がい者では、「関わる人材の対応・態度や技術・知識の向上が必要」が20.0%と他の障がい種別よりも高くなっています。

前回調査との比較では、精神障がい者では「利用の条件を緩やかにしてほしい」が低下し、「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」や「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が高くなっています。



図表 障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望すること

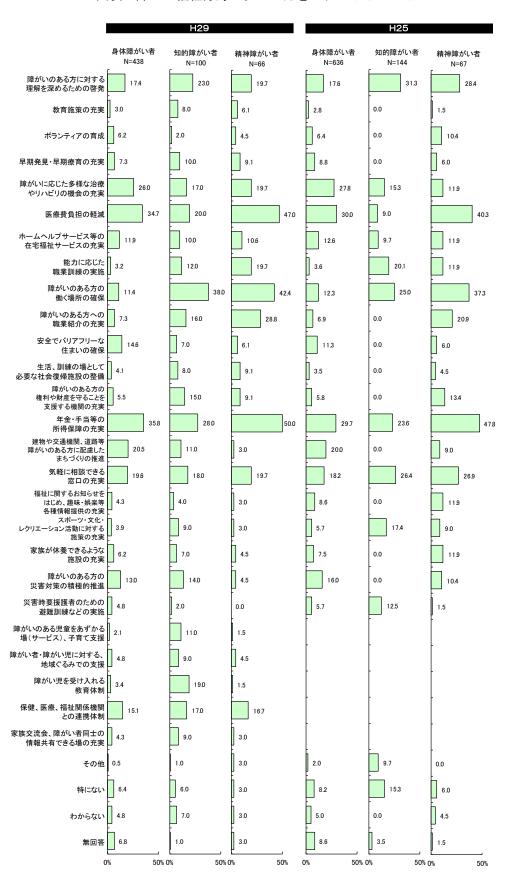
#### ⑪その他

障がい福祉分野において力をいれてほしいことをみると、身体障がい者及び精神障がい者では、「年金・手当等の所得保障の充実」が最も高く、それぞれ35.8%、50.0%となっており、次いで「医療費負担の軽減」が身体障がい者では34.7%、精神障がい者では47.0%となっています。知的障がい者では、「障がいのある方の働く場所の確保」が38.0%と最も高く、次いで「年金・手当等の所得保障の充実」が28.0%となっています。

また、身体障がい者では「建物や交通機関、道路等障がいのある方に配慮したまちづくりの推進」が20.5%、知的障がい者では「障がい児を受け入れる教育体制」が19.0%、精神障がい者では「障がいのある方への職業紹介の充実」が28.8%と、いずれも他の障がい種別と比べ、高くなっています。

前回調査との比較では、身体障がい者では「年金・手当等の所得保障の充実」や「医療費負担の軽減」が高くなり、「福祉に関するお知らせをはじめ、趣味・娯楽等各種情報提供の充実」が低下しています。知的障がい者では「障がいのある方の働く場所の確保」や「医療費負担の軽減」が10ポイント以上高くなり、「災害時要援護者のための避難訓練などの実施」などが低下しています。精神障がい者は「障がいのある方への職業紹介の充実」や「障がいに応じた多様な治療やリハビリの機会の充実」、「能力に応じた職業訓練の実施」が高くなり、「福祉に関するお知らせをはじめ、趣味・娯楽等各種情報提供の充実」や「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が低下しています。

#### 図表 障がい福祉分野において力をいれてほしいこと



※「障がいのある児童をあずかる場(サービス)、子育て支援」、「障がい者・障がい児に対する、地域ぐるみでの支援」、「障がい児を受け入れる教育体制」、「保健、医療、福祉関係機関との連携体制」、「家族交流会、障がい者同士の情報共有できる場の充実」は、平成29年調査で新たに追加

#### (3) アンケート調査からみえる課題

アンケート調査の結果から、課題をまとめると、以下のとおりとなります。

#### ◆相談支援体制について

現在の相談体制について、十分と考えている人が多いものの、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」や、「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」、「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」といった相談体制の更なる充実が求められています。また、今後充実してほしい情報として、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」のように、相談しやすくなるような情報が求められており、こうした面から相談支援体制を充実させていくことが必要となります。

#### ◆権利擁護のための体制について

障がい福祉サービスを利用しやすくするために希望することとして、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」や「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」が求められています。また、障がい福祉分野で力をいれてほしいこととして、「障がいのある方の権利や財産を守ることを支援する機関の充実」について、特に、知的障がい者で他の障がい種別よりも多く求められており、障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう、権利擁護のための体制を整え、充実させていくことが必要となります。

#### ◆雇用、就労支援について

障がいのある方が働くために必要な条件や環境整備については、「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」が障がい種別によらず求められている一方で、精神障がい者では「勤務時間や日数を短縮する」が多く求められ、知的障がい者では「作業所や福祉施設等への支援(注文を増やす等)を充実する」が多く求められるなど、障がいの種別にも応じた対応が必要とされています。長泉町の障がい福祉分野で力をいれてほしいことについては、「障がいのある方への職業紹介の充実」や「能力に応じた職業訓練の実施」が、精神障がい者と知的障がい者で多くなっており、働く場での障がい理解とともに、障がいや能力に合わせた支援が必要となります。

#### ◆精神保健福祉支援体制について

福祉に関する情報の入手方法の満足度及び内容の満足度について、精神障がい者の半数前後が『不十分』と感じており、いずれも前回調査から割合が上昇しています。相談体制についても、半数以上が『不十分』としており、相談体制に不足しているものとして、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」だけでなく、「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」や「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」といった点を前回調査よりも求めています。

このように、精神障がいのある人にとって、福祉に関する情報や相談体制については、十分と感じられるものとはいえず、福祉に関する情報や相談体制も含めて、精神障がいのある人の地域生活を支える支援体制を充実させていくことが必要となります。

#### ◆障がいのある人に対する理解について

障がいのある方への差別、偏見、虐待の有無については、身体障がい者では「なし」が「ある」をやや上回っているものの、知的障がい者と精神障がい者では「ある」が半数に達しています。また、障がい福祉分野で力をいれてほしいことについては、知的障がい者で「障がいのある方に対する理解を深めるための啓発」が他の障がい種別よりもやや多くなっています。

このように、特に、知的障がいと精神障がいに対する差別、偏見、虐待が多く残っていると考えられ、こうした差別や偏見等をなくすため、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めていくための取組が必要となります。

### 5 ヒアリング調査からみた障がいのある人の状況

#### (1)調査概要

計画策定にあたり、障がいのある人やその家族で組織される団体及び相談支援事業所を対象 とし、障がいのある人が必要としている支援や他組織との連携などの意見等を把握し、計画策 定の基礎資料とすることを目的としてヒアリング調査を実施しました。

調査概要は、以下のとおりです。

〇調査対象:障がい者団体(サークル)4団体、相談支援事業所3団体

〇調査期間: 平成30年10月30日、11月5日

○調査方法:ヒアリングシート記入後、事務局による各団体へのヒアリング調査

〇調査団体: 7団体

〇調査内容:

- 活動を行う上での問題点や、長泉町として必要な支援について
- ・他組織等との協力・連携について
- 長泉町の障がい福祉サービスについて
- ・ 障がい者計画について
- その他自由意見

#### (2) ヒアリング調査結果

#### 活動を行う上での問題点や、長泉町として必要な支援について

#### ●活動を行う上での問題点

ボランティアへの依存や移動手段の問題など、障がい者においても高齢化の 影響が出始めています。また、障がい者本人だけではなく、介助の重要性や障 がい者に対する理解など、障がい者を取り巻く環境も問題となっています。

相談支援については、他機関で対応できない支援や、本人だけでなく家族の生活面に対しての支援を行うこと、通常業務に加え、変則的な対応が必要なこともあり、負担が大きくなっています。また、特に障がい児の新規契約は、件数が増加している一方で、保護者との連絡がとれず、計画作成に時間がかかることで、計画前にサービスを先行せざるを得ない場合もあります。

#### ●長泉町として必要な支援の有無

全ての団体で支援を必要としています。支援としては、障がい者の家族の高齢化に対する支援や介助に対する支援など、実生活での支援の充実と、相談や障がい者理解に関する支援が必要とされているほか、よりよい活動を目指し、官民連携を必要としています。

#### 他組織等との協力・連携について

●他組織と協力・連携の有無

全ての団体が、定期的な交流とイベントやサークル活動をしています。 相談支援事業所では、長泉町障がい者自立支援協議会の相談支援連絡会において、他の相談支援事業所とケース事例検討を行っています。

●他組織と協力・連携の必要性

現在の活動を維持し、今後の活動につなげるために、ボランティア等の運用人員の確保を中心に、全ての団体が他組織と協力・連携を必要としています。

#### 長泉町の障がい福祉サービスについて

●障がい福祉サービスについて

日々の生活として、本人だけではなく、家族など介助する側の生活の観点からのサービスも求められています。

●情報提供に関して

情報提供に関しては、充実しているのは1団体だけで、3団体は不足していると認識しています。改善すべき点としては、インターネットが使えない人への対応や、必要に応じて関係団体へ直接連絡するなど、情報発信や情報提供の方法、スピードが求められています。

●相談窓口に関して

相談窓口に関しては、分かりやすいが2団体で、分かりにくいが2団体となりました。障がいの種類やプライバシーを考慮した、よりきめ細かな窓口対応や相談窓口の分かりやすさを強化していくことにより、更に充実が図れると考えられます。

●相談支援事業所に関して

今後、更に契約件数が増えた際の対応への懸念や、相談事業所の立地が町内中 心部から離れており、利便性の悪さを懸念しています。また、障がい児の計画相 談件数だけでなく、サービスの利用も増加傾向であることにも危機感を感じてい ます。

#### 障がい者計画について

●今後、特に力を入れて取り組むべきと思われる障がい者施策

活動を行う上での問題点と共通の課題が多く、障がい者本人だけではなく、高齢化の影響や介助の重要性、障がい者に対する理解など、障がい者を取り巻く環境に対する取組が求められています。さらに、インフラ等まちづくりの観点からの取組も必要とされています。

●それぞれ果たすべき役割

高齢化に対応する体制づくりや偏見や差別のない社会づくりが課題となっており、その窓口となるべく、それぞれの立場の人たちが意見や相談ができる機会、連携による信頼関係の構築が求められています。

#### その他自由意見

- ●情報提供、啓発、支援
  - ・障がい者に直接情報を提供してほしい。
  - 防災訓練等でも啓蒙活動をしてほしい。
  - 障がい者支援を短期ではなく長期的に継続支援してほしい。
  - 会員数が減っている。

### 6 重点的な取組

障がい者を取り巻く状況を踏まえ、本計画期間では以下の項目に重点的に取り組んでいきます。

#### (1)相談支援体制の充実

アンケート結果からは、現在の相談体制について、十分と考えている人が多いものの、精神障がい者は他の障がい種別よりも十分とする割合が低く、全ての障がい種別で「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も高くなっています。また、今後充実してほしい情報が、「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」であり、ヒアリング調査でも相談支援が求められています。そのため、相談しやすくなるような情報提供や、相談支援体制の充実、相談窓口の周知方法の改善を行います。

相談支援事業所については、広報や窓口で周知していますが、町内に潜在的な相談希望者がいることも考慮して、周知の方法や機会を検討していきます。また、相談支援事業所の相談件数の実績は増加が続いているため、相談受入れ体制の整備とともに、相談支援事業所を取りまとめ、町の相談支援の中核となるべき相談支援事業所を位置づけていきます。さらに、相談支援事業所同士の連絡会を定期的に開催し、ケース対応や業務のノウハウについて情報共有・交換し、また障がいに関する制度やサービス、支援体制等の情報提供を行うことにより、相談支援事業所の機能強化を図るとともに相談員を支援します。

#### (2)権利擁護のための体制の充実

アンケート結果からは、長泉町の障がい福祉分野で力をいれてほしいこととして、「障がいのある方の権利や財産を守ることを支援する機関の充実」が挙げられており、特に、知的障がい者で多く求められています。

平成 28 年4月には「障害者差別解消法」が施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての国民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現に向けた対応が求められています。

また、同年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用が必要な対象者への積極的介入と、成年後見制度を利用しやすくするための体制整備が求められています。体制整備については、本町を含めた県東部地区の取組が遅れており、市民後見人養成等を広域で実施していくために、行政及び社会福祉協議会で協議を進めながら、障がいのある人の権利擁護のための体制を整え、充実させていきます。

#### (3) 雇用、就労支援の推進

アンケート結果からは、障がいのある方が働くために必要な条件や環境整備については、「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」が障がい種別によらず求められており、今後も事業主の理解促進とそのための啓発活動を行っていきます。

また、一般就労してから、職場の人間関係や仕事内容、環境の変化により離職する人もおり、 職場への定着が課題となっています。障がい福祉の事業所に関わることなく一般就労した人か ら、「困った際の相談先が分からなかった」という相談を町で受けることがあり、就労上の課 題について、家庭や職場で抱え込まずに相談できる体制を整えます。

平成 30 年4月から創設された障がい福祉サービス「就労定着支援(福祉施設からの一般就労者に対し、職場訪問や相談をすることで職場定着を図るサービス)」を有効活用し、離職を防止します。

#### (4) 精神保健福祉支援体制の充実

アンケート結果からは、福祉に関する情報の入手方法の満足度や内容の満足度、相談体制について、多くの人が不十分と感じており、相談体制に不足しているものとして、「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」や「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」といった点も求められています。

また、入院治療後の地域生活への移行がスムーズに進んでおらず、精神障がいや精神疾患については、症状が多様であり、本人が自覚しにくい特徴があるため、症状が重症化してから治療や支援が入ることもあり、同居家族の負担が重くなる場合も考えられます。一方で、その支援や相談対応については、専門的知識、対応技術等も必要なことから、スムーズで適切な支援を目指すため、専門職(相談支援事業所、医療機関、保健師等)との連携や役割分担の再検討を行います。

#### (5) 障がいのある人に対する理解

アンケート結果からは、障がいのある方への差別、偏見、虐待の有無について、身体障がい者は「なし」が「ある」をやや上回っているものの、知的障がい者と精神障がい者は「ある」が半数に達しています。また、ヒアリング調査においても、障がい理解への支援が求められています。

本町でも、障がいのある人への理解に向けて、平成 28・29 年度に障がい者サービスや「障害者差別解消法」についての出前講座を、町内の障がい者団体や民生委員を対象として実施しましたが、今後は関係者以外へも周知を行っていきます。また、「障害者差別の解消に向けた取組」は、国の第4次障害者基本計画の基本的方向の一つであり、第4次長泉町総合計画の健康福祉分野の基本目標である「ふれあい」ささえあい、健やかに暮らせるまち」にも結びつくものです。そこで、障害者週間(注1)における取組や、児童等への働きかけなどを検討し、障がい理解を推進します。

<sup>(</sup>注1) 「障害者週間」: 国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されており、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっています。

# 第3章 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

我が国の障がいのある人への様々な取組は、「障害者基本法」に基づき、『地域社会における 共生』、『差別の禁止』、『国際的協調』の3つの基本原則のもとに推進されています。

また、静岡県の定める「ふじのくに障害者しあわせプラン」では、この基本原則を踏まえ、 『共生社会の実現』、『自立生活の実現』、『安心・安全の実現』を基本理念としています。

町の最上位計画である第4次長泉町総合計画では、「自然と都市の共生 人とまちの健康創出 いきいき長泉」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた健康福祉分野の基本目標を「ふれあい ささえあい 健やかに暮らせるまち」としています。

これらを踏まえ、障がいのある人が自らの意志で地域生活や社会参加ができるよう必要な 支援を行うとともに、障がいの有無に関わらず全ての人が、互いに尊重し支え合い共生する 共生社会の実現に向けて、前期計画を継承し、以下を本計画の基本理念とします。

また、町の障がい福祉サービス等の具体的な数値目標を定めた、長泉町第5期障がい福祉 計画・第1期障がい児福祉計画と、総合的な推進を図るため、基本理念を共通とします。

# 【基本理念】

# 自ら、地域から、社会から

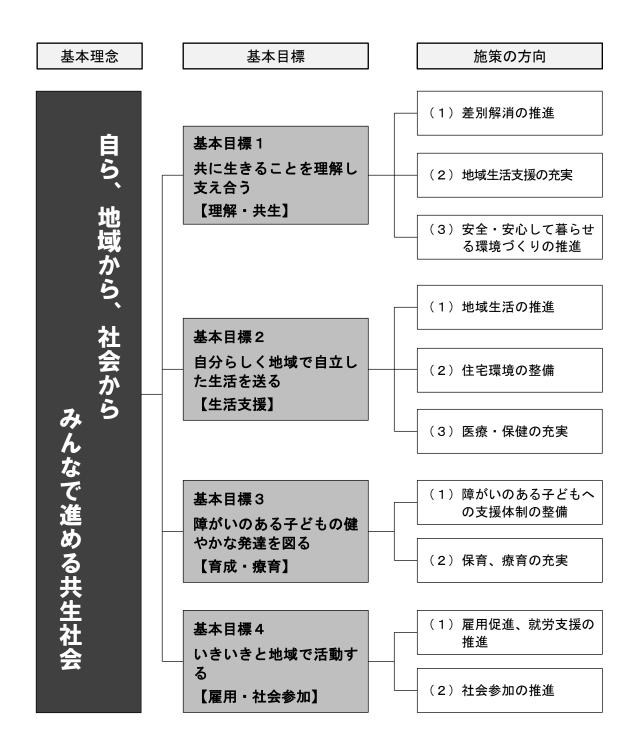
# みんなで進める共生社会

# 【基本目標】

目標1	共に生きることを理解し支え合う【理解・共生】
目標2	自分らしく地域で自立した生活を送る 【生活支援】
目標3	障がいのある子どもの健やかな発達を図る 【育成・療育】
目標4	いきいきと地域で活動する【雇用・社会参加】

# 2 施策体系

本計画の施策の体系を次のように定めます。



### 3 計画の推進体制

#### (1)地域の関係団体との連携

基本理念の実現に向けて、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者や相談支援事業所をはじめ、地域福祉活動の中核を担う社会福祉協議会、町民に身近な相談相手である民生委員・児童委員、地域福祉活動の主体となる自治会(町内会)、ボランティア団体など、関係団体と協力・連携を図ります。

#### (2) サービス事業所との連携

障がいのある人の暮らしを支える上で大きな役割を果たす、サービス事業所と協力・連携を図ります。

また、障がいのある人の高齢化が今後も進むことから、高齢者対象の介護サービス事業 所との連携も図ります。

#### (3) 関係機関、近隣自治体との連携

保健・医療・福祉・教育・労働・防災などの関係機関が相互に連携しながら、障がいのある人とその家族を支援します。

より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については、近隣 自治体とも連携します。

#### (4) 病気や障がい及び障がいのある人に対する正しい理解の促進

町(行政)の責務として、全ての町民に対して、精神障がいや発達障がいなどを含め、病気や障がい及び障がいのある人の特性について理解を深めることができるよう取り組みます。

また、関係団体、サービス事業者、関係機関においても、それぞれの活動を通じて、町民の病気や障がい及び障がいのある人に対する正しい理解が深まるよう、一層の普及・啓発活動に取り組みます。

#### (5) 財源の確保

計画推進に必要な財源を確保するため、町(行政)の財政運営の一層の健全化に努めます。

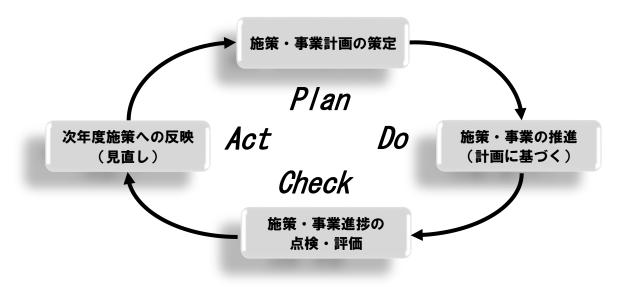
#### (6)計画の進行管理

本計画の進行管理は、町(行政)の責務として、「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「点検・評価(Check)」、「見直し(Act)」のPDCAサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する福祉保険課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の主要な取組などについては、毎年度、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、主要な取組の担当課がそれぞれ点検・評価し、その内容を福祉保険課が収集・把握します。

その結果に基づき、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。



# 第4章 基本計画

# 1 共に生きることを理解し支え合う【理解・共生】

#### (1) 差別解消の推進

障がいのある人もない人も、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に 地域で生活していくために、障がいへの正しい理解を深め、障がいを理由とする差別の解 消に向けた取組を進めていきます。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	・障がい者の成年後見制度 (注1) における町長申立ては、実績がありませんが、障がい福祉施設等に対し、成年後見制度利用に係るニーズ調査を実施し、そのニーズを把握しています。 ・障がいに対する理解を進めるため、民生委員や関係団体に対する「障		
会然に良け	害者差別解消法」について、出前講座を行っています。		
今後に向け	- 成年後見制度利用に係るニーズ調査により、現段階での潜在的ニー		
ての課題	ズを把握していますが、利用しやすくするための体制整備は遅れて		
	います。成年後見制度の周知を図るとともに、町長申立ての必要な		
	人については、状況把握や申立て等の業務を関係機関と連携し、速		
	やかに実施するよう、体制の整備を図っていくことが必要です。		
	• 障がいに対する理解と認識を深めるため、これまでも様々な取組を		
	行ってきていますが、十分な理解を得られているとはいえません。		
	このため、今後も啓発活動や障がい理解教育を継続して行い、町民		
	意識の醸成を図っていくことが必要です。		

#### ①権利擁護のための体制

障がいなどを理由に判断能力が低下した人でも、地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用を促進します。

#### 【主要な取組】

事業・取組担当課概要成年後見制度<br/>の利用促進福祉保険課<br/>後見制度の利用促進を進めます。また、市民後見人や法<br/>人後見の活動を支援します。

<sup>(</sup>注1) 「成年後見制度」: 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為 (財産管理や契約の締結など)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う「民法」の制度です。制度の 利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立を行うことになります。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立権が付与されています。

事業・取組	担当課	概要
	社会福祉協議	認知症や知的、精神障がいなどにより、日常生活を営む
日常生活自立	会	上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用す
支援事業		ることが難しい人に対し、福祉サービスの利用援助を基
		本サービスとして、日常的金銭管理などを行います。

#### ②虐待防止、保護•支援体制

障がい者の虐待防止に関わる通報や一時保護などに対応するため、障害者虐待対策相談窓口の設置や啓発活動等、障がい者の虐待防止に向けた取組を行います。

#### 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
要保護児童対策地域協議会	こども未来課	障がいの有無に関わらず、「児童福祉法」に基づき、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援方法を共有し、適切な連携を図ります。
障がい者虐待 防止	福祉保険課	障がい者の虐待の通報を受け、調査・対応するほか、障がい者虐待防止に関する周知・啓発をすることで、障がいのある人への虐待防止と権利擁護を推進します。

#### ③障がいに対する理解の推進

関係機関などと連携しながら、障がいの有無に関わらず全ての町民が、相互に理解を深めるための継続的な啓発活動を推進します。

事業・取組	担当課	概要
障がい者差別	福祉保険課	障がい者差別解消や合理的配慮 <sup>(注1)</sup> 等について啓発活動
解消、合理的		を行い、障がいの差別のない環境づくりを行っていきま
配慮の推進		<b>す</b> 。
	福祉保険課	障がい者団体や障がい福祉サービス事業所と連携し、障
障がいの理解		がいへの理解を深めるため、障害者週間等の行事におい
と啓発		て作品の展示や授産製品の販売や展示、啓発運動などを
		実施します。

<sup>(</sup>注1) 「合理的配慮」: 障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人と同様に保障されるために行われる必要かつ適当な変更及び調整のことで、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのものであり、かつ、均衡を失した、又は過度の負担を課さないものです。

事業・取組	担当課	概要
ヘルプマー ク・ヘルプカ ードの周知・ 配布	福祉保険課	周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるヘル プマーク・ヘルプカード (注1) を配布し、ヘルプマークの 普及活動に取り組みます。

#### (2) 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送るためには、障がいのある人自身が 地域に参加する意識をもつことも大切ですが、地域住民等による身近な支援が不可欠です。 地域全体で障がいのある人を支える意識をもつことができるような環境づくりを行い、地 域生活支援の拠点づくり、地域住民等のボランティア活動など、地域の社会資源を最大限 に活用していくことが必要です。

そのため、ボランティア、関係団体、各事業所、地域住民、行政が連携・協働しながら、 障がいのある人を支援する活動を促進していきます。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	・外出支援サポーターや傾聴ボランティアなどの人材育成に取り組ん			
	でいます。			
	<ul><li>ボランティア団体の継続的な支援により、ボランティア団体と障力</li></ul>			
	い者団体との情報共有や交流が行われています。			
	・障がい者団体について、役場窓口でのパンフレットによるPRや、			
	福祉健康まつりなどの行事の際に交流機会を設け、団体への理解を			
	広めています。			
	・小地域福祉活動 (注2) によるサロンや居場所づくりを行った地区に対			
	して補助をすることで、障がいのある人も地域の行事に参加しやす			
	くなるよう取り組んでいます。			
今後に向け	・現在、障がい者団体への加入を啓発する場は、役場窓口での障害者			
ての課題	手帳交付又は相談の際に限られています。また、各団体の会員数も			
	減少していることから、団体活動や団体加入について、周知・啓発す			
	る機会の増加と、団体活動の活性化の支援が必要です。			
	・福祉健康まつりや地域での活動などに参加しやすい環境を整備し、			
	障がいの有無に関わらず、交流を深め合うことで、お互いに助け合			
	える関係づくりを支援していく必要があります。			

<sup>(</sup>注1) 「ヘルプマーク・ヘルプカード」: ヘルプマークは、外見からは障がいなどがあると分からない人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるよう、身に着けることで周囲の人に援助や配慮が必要なことを知らせることができるマークです。

ヘルプカードは、災害時や緊急時などに、このカードを見た人に何を伝えたいのか、どのような支援をしてもらいたいのかを理解してもらうためのカードです。

<sup>(</sup>注2) 「小地域福祉活動」:住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする 人への見守りや声かけ、グループでの世代間交流などの活動のことをいいます。

#### ①地域福祉活動の推進

障がいのある人の生活課題の増大、多様化に対応するため、地域で障がいのある人を支える体制づくりを行い、活動を支援していきます。

#### 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
ボランティア の育成	社会福祉協議 会	ボランティア活動の理解を促進し、障がい者支援につな がるボランティア養成講座を開催します。
障がい者団体 の支援	福祉保険課	関係団体と連携し、障がい者団体の情報共有を図るとと もに、活動の紹介や団体への加入促進のための周知を行います。

#### ②交流の機会と場の充実

障がいのある人の地域での社会参加を促進するため、障がいのある人が積極的に参加できるように、交流の場を確保します。

#### 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
交流の場の確保	福祉保険課 社会福祉協議	障がいの有無や年齢に関わらず、誰でも気軽に立ち寄ることのできる地域主体の既存のサロンなどを活用して、 交流の場を確保し、地域交流の促進を図ります。
地域福祉活動の推進	福祉保険課 社会福祉協議 会	小地域福祉活動や福祉健康まつりなど、身近な地域での 福祉活動や事業を推進し、地域で交流できる場づくりや 活動団体への支援を行います。

#### (3) 安全・安心して暮らせる環境づくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、自立しながら安心して生活していくためには、外 出時におけるバリア(障壁)を取り除くことが重要です。

そのため、性別や年齢、障がいの有無に関わらず全ての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうというユニバーサルデザイン (注1) の考え方に基づき、建築物や道路(歩道)、その他の公共施設が全ての人に利用しやすい施設となるよう整備、改善を推進していく必要があります。

また、障がいのある人が安心して生活していくためには、障がいのある人の状況や視点に立って犯罪や災害による被害を防ぐための対策を推進していくことが重要です。そのため、特に災害時の情報伝達や避難誘導について、障がい特性に応じた対応が可能となる体制整備や、地域における防災ネットワークの組織づくりのため、日頃から地域でのふれあいを大切にし、コミュニケーションを醸成することが重要です。

<sup>(</sup>注1) 「ユニバーサルデザイン」: バリアフリーが、障がい者や高齢者などが快適に生活できるように、後から生活の障害となる障壁 (バリア) を除去するという考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインは、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、あらかじめ、新たなバリアが生じないように、誰にとっても利用しやすく都市や生活環境をデザインする考え方です。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	・公共施設はユニバーサルデザインに配慮し、道路の段差解消や、多					
	目的トイレの設置、ゆずりあい駐車場 (注1) の整備を行っています。					
	・ 災害時に迅速で的確な支援を実施するため、避難行動要支援者避難					
	支援計画に基づき、関係団体とも連携しながら、支援体制を整備し					
	ています。また、地域住民も参加する総合防災訓練では、要配慮者を					
	想定した訓練を行っています。					
	・広報等での啓発や、自治会、自主防災連合会、民生委員に対し、避難					
	支援体制や安否確認方法の説明を実施しています。					
今後に向け	<ul><li>ユニバーサルデザインの理念は広がりつつありますが、ゆずりあい</li></ul>					
ての課題	駐車場制度の啓発や利用しやすい施設等の環境づくりを更に推進す					
	ることで、障がいのある人の社会参加の機会の増加を図っていく必					
	要があります。					
	・防災全般に関する取組はこれまでも行っていますが、要配慮者の支					
	援体制整備や総合防災訓練時における福祉避難所の開設訓練等は、					
	徐々に進めている状況です。そのため、広報や訓練による周知だけ					
	でなく、日頃からの地域のつながりを大切にしながら、要配慮者を					
	含む全戸安否確認の体制を整備していくことが必要です。					
	・要配慮者支援体制の整備については、防災担当課をはじめとした全					
	庁での連携を図り、整備していくことが求められます。					

#### ①ユニバーサルデザインの充実

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がいのある人の立場に立って課題や改善点を把握し、誰にでも利用しやすい施設づくりを推進します。また、様々なインフラについても改善を働きかけます。

#### 【主要な取組】

事業・取組 担当課 概要 全課 障がいの有無、性別や年齢に関わらず、あらゆる人が利 ユニバーサル 用可能なユニバーサルデザインの考え方の普及と導入 デザインの普 を促進していきます。また、「静岡県福祉のまちづくり条 例」の考えに基づき、福祉のまちづくりについて、普及、 及 定着を図ります。 静岡県が交付するゆずりあい駐車場利用証の掲示など 福祉保険課 ゆずりあい駐 により、障がい者用駐車スペースの正しい利用方法を広 車場の普及・ く周知します。また、障がい者用駐車スペースを設置し 啓発 ていない建築物に対しては、設置を働きかけます。

\_\_\_\_

<sup>(</sup>注1) 「ゆずりあい駐車場」:車いすマークの駐車場の適正利用を図るため、車いす利用者等の歩行が困難な人に「利用証」等を交付し、駐車時に車外から分かりやすく掲げてもらうことで「見える化」する取組において、この取組に協力し、専用の「案内表示」を掲示している車いすマークの駐車場のことです。

事業・取組	担当課	概要
建築物等の整備	企画財政課 建設計画課 工事管理課	建築物や道路・公園等の新設にあたっては、規模や利用 者等を把握し、設計段階からユニバーサルデザインを盛 り込み、障がいのある人だけでなく、誰もが安全で利用 しやすい施設整備を行います。 また、既存施設の改修にあたっては老朽化対策等と併せ て、可能な限り環境の改善を行います。

#### ②防犯、防災、交通安全体制の充実

防犯・防災・交通安全に対して障がいのある人自身が日頃の備えや意識をもって生活することも大切ですが、災害発生時だけでなく平常時からの地域での要配慮者の支援体制も重要となります。地域での支援体制の整備・充実を図るとともに、犯罪などを未然に防ぐための情報提供を行います。

事業・取組	担当課	概要
防災訓練の実 施	地域防災課	自主防災連合会が実施する安否確認訓練を支援し、障がいのある人に対しての訓練の参加促進や住民への情報提供を行います。
避難行動要支 援者台帳の活 用	福祉保険課	避難行動要支援者台帳 (注1) を作成し、自治会、自主防災連合会、民生委員が共有し活用することにより、地域における要配慮者の避難支援体制の整備、充実を図ります。
福祉避難所等の訓練の実施	福祉保険課	福祉避難所の開設・運営訓練の実施など、障がいのある人や高齢者等の要配慮者に重点をおいた防災訓練を実施します。
緊急情報提供 の充実	地域防災課	町内で発生した災害や不審者等の緊急情報を、携帯電話 やパソコンへメールで配信する情報発信サービスを障 がいのある人に対して周知し、利用促進を図ります。
消費者被害の 防止	くらし環境課	障がいのある人もない人も、消費者被害にあわないよう、消費生活に関する相談活動や情報提供の充実を図ります。
交通安全の啓 発	地域防災課	障がいのある人もない人も、交通事故にあわないよう、 交通安全教室の実施、安全運転の啓発などを行います。
防災用具購入 費助成事業	福祉保険課	地震等の大規模災害に備え、人工呼吸器用非常用電源等 の購入費の一部を助成します。

<sup>(</sup>注1) 「避難行動要支援者台帳」: 高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿です。避難支援等関係者による防災訓練や、避難方法の打ち合わせ等、防災対策に活用し、災害発生時に避難が必要となった場合、避難支援等関係者による、避難誘導や安否確認等に使用します。

# 2 自分らしく地域で自立した生活を送る【生活支援】

#### (1) 地域生活の推進

アンケート調査結果からは、現在の住まいは、障がいの種別に関わらず、ほとんどの人が自宅で暮らしており、今後暮らしたいところでも家族と一緒に暮らしたい、独立して一人で暮らしたいという希望をもっていることが分かります。

本町では、障がいのある人も住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、入所施設を中心としたサービスの提供から、地域での生活を基本としたサービスの提供へと移行してきていますが、今後も、引き続き地域生活への移行を推進していくため、様々な取組を進めていきます。併せて、障がいのある人が自己選択・自己決定のもとに福祉サービスなどを利用し、住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、在宅サービスの更なる充実を図るとともに、障がいのある人とその家族が安心して生活するために、障がいの種類や程度、生活状況に応じて、利用する人が必要とする支援体制の整備、充実を図ります。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	<ul> <li>・障がいのある人も地域で安心して暮らせるよう、適切な障がい福祉サービスを確保し、基準となる要綱等に基づいた審査、決定を行っています。</li> <li>・精神障がいに関しては、専門の相談窓口の設置や地区担当保健師による相談、訪問等を行うことで、早期に対応できる体制をとっています。</li> <li>・相談支援事業所での相談件数が増えてきており、早期に相談に入れない状況も出てきています。</li> <li>・コミュニケーション支援については、手話奉仕員養成講座及び派遣事業を行っており、平成30年からは、要約筆記者派遣事業を開始しています。</li> </ul>
今後に向けての課題	<ul> <li>・障がい福祉サービスは、今後も適切に確保、運用を行っていきますが、障がい福祉サービス制度やサービス内容・申請方法等の周知については、改善を図っていく必要があります。</li> <li>・相談件数の増加が続いているため、相談支援事業所の支援や機能を強化していく必要があります。</li> <li>・精神障がいのある人については、入院治療後の地域生活への移行が順調には進んでいない現状や、本人やその家族が抱える様々な課題に対して、相談支援を適切に行い、充実させていく必要があります。</li> <li>・町民の手話通訳者、要約筆記者が少なく、町外の登録者や静岡県からの派遣により対応しているため、町民の手話通訳者等の育成を図っていく必要があります。</li> </ul>

#### ①相談支援体制の充実

障がいのある人が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障がい福祉サービス等に結びつけていくため、相談支援体制の充実を図ります。

# 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
基幹相談支援 事業所の設置	福祉保険課	相談受入れ体制の整備とともに、町内の相談支援事業所を取りまとめ、町の相談支援の中核となるべき相談支援事業所を位置づけていきます。
相談支援事業所の機能強化	福祉保険課	相談支援事業所の機能強化を図るため、相談支援事業所 同士の連絡会を定期的に開催し、ケース対応方法などの 情報交換や、障がいに関する制度や各種取組の情報収集 の機会を設けます。
相談支援体制 の充実	福祉保険課	障がいの種別、年齢、状況などの個人特性に応じて医療 や保健、福祉などの分野が連携して対応できるよう、相 談支援体制の充実を図ります。
相談窓口の周知	福祉保険課行政課	広報や窓口での周知だけでなく、様々な機会を通じて、 障がいのある人やその家族、関係機関等に各種相談窓口 を周知します。

#### ②適切な障がい福祉サービスの確保

障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種サービスを確保し、充実させていきます。

事業・取組	担当課	概要
適切な障がい 福祉サービス の提供	福祉保険課	障がいのある人のニーズに対応した、利用しやすいサービス提供を行うとともに、適正な運用と給付管理を行います。
助成や手当等 による生活支 援	福祉保険課	障がいに対する各種助成事業等や、障がい児を養育している保護者に対する手当を給付し、障がいのある人やその家族の生活を支援します。
自立した生活や活動の支援	福祉保険課	社会参加のための外出支援や日中の活動の場を確保するなど、障がいのある人が地域で自立した生活を送るための事業を行います。

#### ③精神保健支援体制の整備

心の健康意識の向上を図り、過度の精神的ストレス状態や精神疾患の初期症状を早期に発見し、対応することによって、心の健康の維持や早期の回復を図ります。

また、入院患者が地域生活へスムーズに移行できる体制を整備します。

#### 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
医療機関との 連携	福祉保険課	「長泉町障がい者自立支援協議会」及び「駿東・田方圏 域自立支援協議会 地域移行部会」の場を通じ、医療機 関と連携し、精神疾患の早期発見、早期治療、入院患者 の地域移行ができる体制を整備します。
相談体制の充実	福祉保険課	関係機関との連携や職員の知識向上を図り、精神疾患に 関する相談に応じる体制を充実します。また、相談窓口 の周知を行います。
支援体制の充 実	福祉保険課	専門職(相談支援事業所、医療機関、保健師等)との役割分担の再検討を行い、精神障がいや精神疾患の人を支える体制を整理します。

### ④コミュニケーション支援と情報提供

点字、録音、要約筆記等のコミュニケーション手段の提供や手話の普及により、情報の ユニバーサルデザイン化とコミュニケーションの確保に努めます。

事業・取組	担当課	概要
手話の普及	福祉保険課	情報伝達手段である手話の普及と人材育成を図るとと もに、手話言語条例の制定に向けて準備を進めます。
要約筆記者・ 手話通訳者の 派遣	福祉保険課	聴覚などに障がいのある人のコミュニケーションのため、要約筆記者を派遣します。また、手話通訳を必要とするときに、手話通訳者を派遣します。
声の広報発行	行政課	視覚に障がいのある人などが情報を得やすくなるよう、 「町広報」等を音声データで貸し出すことで情報提供を 行います。
情報提供の工 夫	福祉保険課	相談窓口など、様々な情報について、情報を必要とする人に適切に伝わるよう、周知方法等の工夫を検討し、効果的に実施します。

#### (2) 住宅環境の整備

障がいのある人の地域での多様な生活を実現させていくためには、生活の場の確保が不可欠です。特に、地域での一人暮らしなどが難しい人、入所施設から地域生活を希望する人が地域生活にスムーズに移行できるようにするためには、グループホーム(共同生活援助)などの住まいの場の確保を計画的に進めていく必要があります。

また、住宅内のユニバーサルデザイン化を推進するなどの住環境の改善を図り、障がい のある人の地域での自立した生活の支援を行っていきます。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	・相談支援事業所と連携し、一人暮らしのためのアパートや、グルー
	プホームへの入居を支援していますが、町内のグループホームは2
	か所のみとなっています。
	・地域での生活が困難な障がいのある人の施設入所を支援するため、
	強度行動障害者 <sup>(注1)</sup> の支援等、障がい特性に特化した町外の福祉施
	設への施設整備補助を行っています。
今後に向け	・アンケート結果からも在宅生活を望む人が多く、在宅生活の支援と
ての課題	併せて、今後の施設入所者の増加も見込み、グループホームなど、住
	まいの場の確保への取組を強化していく必要があります。

#### ①住まいの確保・支援

障がいのある人が、地域で自立し安心した生活を送るための住居について支援します。

事業・取組	担当課	概要
グループホー ムの周知	福祉保険課	グループホーム等の整備に対する補助や、入居に伴う家 賃補助制度の周知を行い、グループホームの利用促進を 図ります。
地域移行の支 援	福祉保険課	入院患者の地域移行の生活の場として、積極的にグループホームの見学や体験を提案します。
住宅改造費補 助事業	福祉保険課	居住する住宅設備を、障がいに適するように改造するための経費を補助します。

<sup>(</sup>注1) 「強度行動障害者」: 噛み付きや頭突き等の他害行為、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態にある人のことです。行動上、著しい困難があることから、特別の配慮や支援が求められることが多くあります。

#### (3) 医療・保健の充実

アンケート調査結果からは、障がい福祉サービスをより利用しやすくするために希望することとして「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が障がいの種別によらず共通して多く、障がいのある人が、必要としているサービスの利用に結びつけていく必要があります。

そのため、障がいのある人を地域で支え、安定した生活を送れるよう、福祉・保健・医療・ 教育・就労等、様々な分野での専門的な知識のある関係機関が連携し、包括的な支援体制を 構築していきます。また、これにより医療や保健サービスをより充実させていきます。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	<ul> <li>・障がいの有無に関わらず、各種健康診断等の対象者への通知や健康相談や健康教室などに取り組み、町民の健康維持、増進を図っています。</li> <li>・障がいのある人等の在宅療養状況によっては、保健師や地域包括支援センター (注1) 職員等、専門職の訪問やヘルパー等の利用を進めることなどにより支援を行っています。</li> <li>・障がいのある人が健康を保持できるよう、医療費の助成を行い、経済的負担を軽減しています。また、対象者の拡大や、非課税の人への</li> </ul>
	助成など、町独自の医療費助成も行っています。
今後に向け	<ul><li>・障がいのある人の健康に関して、役場内や支援機関等と情報を共有</li></ul>
ての課題	し、年齢や状況に応じて、必要な連携を図りながら支援していくこ
	とが求められます。

#### ①健康增進

健康診断、健康教育等を行うことで、障がいのある人の健康維持・増進を図ります。

事業・取組	担当課	概要
健康相談・健康教育	健康増進課	障がいの有無に関わらず、健康維持、増進のための各種 健康診断、健康相談、健康教育を実施し、生活習慣病等 の発見、早期治療を目指します。
ひきこもりや 自殺対策	福祉保険課健康増進課	ひきこもりの支援や自殺予防の推進等において、関係機関が連携して対応する体制づくりを進めます。また、地域で見守るゲートキーパー (注2) を養成していきます。

<sup>(</sup>注1) 「地域包括支援センター」: 高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的機関として、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務)及び指定介護予防支援業務を実施するために設置されるものです。

<sup>(</sup>注2) 「ゲートキーパー」: 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。

# ②医療費助成

障がいのある人の健康の保持や、経済負担の軽減を図るため、必要な医療費の助成を行います。

事業・取組	担当課	概要
重度障害者	福祉保険課	重度障がい者にかかる医療費の助成を行います。
(児)医療費		
助成事業		
精神障害者医	福祉保険課	通院している精神障がいのある人や3か月以上入院し
療費助成事業		ている精神障がいのある人の医療費を助成します。
自立支援医療	福祉保険課	身体障害者手帳を所持している 18 歳以上の人で、手術
費(更生医療)		などにより、障がいの除去・軽減により確実に効果が期
給付事業		待できる場合、その医療費の一部を給付します。

### 3 障がいのある子どもの健やかな発達を図る【育成・療育】

#### (1) 障がいのある子どもへの支援体制の整備

障がいのある子どもたちの健やかな成長には、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と、社会や人との関わり方が重要であり、障がいの早期発見、障がいの状況に応じた早期療育 (注1) が大切です。そのため、保健・福祉・教育などの関係機関が一体となり、ライフステージに応じた支援体制を構築し、サービス基盤を整備・充実させていきます。

また、子どもに対する支援だけではなく、子育てにおける様々な不安や悩みを抱える保護者等に対しても、必要なときに適切な相談や支援が受けられる体制の充実を図っていきます。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	・障がいの有無に関わらず、妊産婦及び乳幼児の健康増進に向けて、		
	母子健康手帳交付時の健康相談や妊婦教室での相談等を行ってお		
	り、乳幼児健診や教室の対象者へは個別に通知し、啓発も行ってい		
	ます。		
	• 障がいのある幼児に対しては、医療費の助成や、相談員やコーディ		
	ネーター (注2) 等による相談や対応を行っています。また、関係各課		
	で情報を共有し、支援を行っています。		
今後に向け	・ 今後も健康相談や健康診断の積極的な受診を促し、保健指導や助言		
ての課題	により、妊産婦及び乳幼児の健康増進を図っていくことが必要です。		
	・障がいの早期発見、早期療育、支援については、福祉部門、教育部門		
	でそれぞれ対応していますが、個別支援を継続するために、関係各		
	課や関係機関との間の連携を更に強化していく必要があります。		
	・多様な機関が支援・連携することで、包括的な支援体制が整備され		
	る一方で、情報共有が一層、重要になります。支援者間のスムーズな		
	連携のために、子どもの成長・発達記録や、各ライフステージにおけ		
	る支援内容を記録する「子育てサポートファイル」の活用を検討し		
	ていくことが求められます。		

<sup>(</sup>注1) 「療育」: 障がいのある子どもの成長や社会的自立を目的として、医療や教育等の専門機関が連携して支援することです。

<sup>(</sup>注2) 「コーディネーター」: 支援等が円滑に行われるように、関係者間の連絡調整や、必要に応じて相談、助言等を行う人のことです。

### ①幼児に関する支援体制の充実

障がいのある幼児の早期発見・早期療育を進め、適切な教育相談を実施するとともに、 教育・医療・保健・福祉が一体となり、支援の充実を図ります。

#### 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
妊婦・乳幼児 の健康増進	健康増進課	障がいの有無に関わらず、妊婦及び乳幼児の健康維持・ 増進のための各種健康診査や健康相談を実施し、疾病等 の早期発見、早期対応を図ります。
家庭相談支援 員の配置	福祉保険課	保護者の経済的理由や障がいを原因とした養育力低下 などの問題を抱える家庭に対し、家庭相談支援員が相談 や訪問などを行い支援します。
要保護児童対 策地域協議会 (再掲)	こども未来課	障がいの有無に関わらず、「児童福祉法」に基づき、要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援方法を共有し、適切な連携を図ります。
サポートファ イルの周知・ 配布	福祉保険課健康増進課	障がいの有無に関わらず、子どもの成長や発達、各ライフステージにおける支援内容等を記録する「子育てサポートファイル」を配布することで支援者間の円滑な情報連携を図り、一貫した支援を受けられるような体制づくりを行います。

#### ②障がい児向けサービス

障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加のため、関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行います。

事業・取組	担当課	概要
障がい児福祉	福祉保険課	障がい児通所サービスについて、適切なサービス提供を
サービスの提		行うとともに、適正な運用と給付管理を行います。
供		
自立支援医療	福祉保険課	肢体不自由や先天的に心臓疾患などのある幼児を対象
費(育成医療)		に、身体の障がいを軽減、改善し日常生活を容易にする
給付事業		ための医療費の一部を給付します。

#### (2) 保育、療育の充実

障がいの多様化や複雑化、また発達障がいなどにより、それぞれの障がい特性に応じた 教育体制づくりが求められており、子どもが本来もっている能力や可能性を最大限に引き 出し、将来自立した生活が送れるよう、一人一人の発達段階に応じたきめ細やかな教育・ 指導を行っていきます。

また、保護者の就労を支えるため、放課後や休みの日(特に夏休みなどの長期休業日) における障がいのある子どもの活動の場、居場所の確保を図ります。

【第4次障がいる	皆計画の評価からみた現状と課題】
現状	・教育・福祉・医療が連携しながら、就学前からの相談体制の充実を図
	っています。また、保護者等と相談し、個別の教育支援計画・個別の
	指導計画を作成し、個々のニーズに応じた教育内容の充実を図って
	います。
	・支援の必要な園児に対して、専任の保育士を雇用する経費の一部を
	補助しています。また、就学前の障がい児が療育を受ける施設を受
	け入れる体制の整備を図っています。
	・専門知識や技能向上のため、駿東・田方圏域自立支援協議会(児童発
	達ワーキンググループ)が保育士・幼稚園教諭・保健師等を対象に実
	施している「支援者養成講座」に参加しています。
	・補助的な教職員の配置や施設のバリアフリー(注1)化を進めるなど、
	教育環境の整備を行っています。
今後に向け	・早期発見、早期療育の促進に向けて、今後も人材の育成を進め、各機
ての課題	関が個々の専門的スキルを高めながら連携し、就園から就学に向け
	た相談体制を強化する必要があります。
	・ 就学後も関係機関と連携し、個々の発達に応じた教育内容の充実と
	継続的な支援を実施する必要があります。また、支援が必要な児童
	が増えているため、人材や人件費を確保しながら補助的な教職員の
	配置を更に充実させることが求められます。
	・心身障害児放課後対策事業(わかあゆ)に関しては、利用者が減少傾
	向にあるため、事業の検証を行う必要があります。

<sup>(</sup>注1) 「バリアフリー」: 障がい者や高齢者などが快適に生活できるように、生活の障害となる、物理 的な障壁(バリア)をはじめとした、社会的、制度的、心理的なバリアを、除去することです。

#### ①保育、療育環境の整備

保育・教育環境への補助的な保育士・教職員の配置による問題・課題の専門的なサポートや、環境の整備を行います。また、幼児の保育・教育に関わる職員研修などを充実させ、 職員の資質の向上を図ります。

#### 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
幼稚園の受入	こども未来課	障がいのある幼児の進路選択肢の幅を広げるため、幼稚
れ体制の整備		園における受入れ体制の整備、充実を図ります。
療育支援施設	福祉保険課	就学・就園前の障がい児が十分な療育を受けることがで
の整備		きる環境づくりを進めていきます。
障がい児保育	こども未来課	障がいのある子どもを保育園で受け入れる体制の整備
の推進		や、民間保育所への補助金による支援を行います。
専門施設等と	こども未来課	研究機関や専門施設との連携を強化し、多種多様な障が
の連携強化		いのある子どもへの適切な支援を行います。

#### ②学齢期の教育・療育

障がいのある児童・生徒への就学相談や学習・進路相談に応じるなど、関係機関とも連携を図りながら、相談体制を充実させていきます。また、小・中学校への補助的な教職員の配置による問題・課題の専門的なサポートを行い、一人一人の障がい特性や教育的ニーズに応じた適切な教育内容の充実を図ります。

事業・取組	担当課	概要
入学・進学・ 転校等の就学 相談	教育推進課	巡回相談、就学相談等を行い、本人及び保護者の意向を 把握し、障がいの状況等を踏まえ、教育、福祉、医療等 とも連携を図りながら、総合的な判断のもと適切な就学 を推進します。
就学に関する情報の提供	教育推進課	就学前の障がいのある幼児の保護者に対して、各受入れ機関の特色や機能について、十分な情報提供や就学相談を行い、障がいの状況等に応じた適切な就学先が決定できるよう取り組みます。
特別支援教育 専門員の設置	教育推進課	個々の障がいの状態や、本人及び保護者の意向を聞き、 適切な就学への教育相談が可能となる体制を整え、現在 の就学状況に対する悩みや問題行動の未然防止、早期発 見・早期対応を図ります。
個別の教育支援計画・個別 の指導計画の 作成・活用	教育推進課	障がいのある児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切 な教育支援を行うため、個別の教育支援計画・個別の指 導計画を作成し、活用を推進していきます。

事業・取組	担当課	概要
心身障害児放 課後対策事業 (わかあゆ)	福祉保険課	就労等により保護者が昼間家庭で保育できない障がい 児に放課後の活動の場を提供し、児童の健全な育成及び 保護者の養育負担の軽減を図ります。また、類似するサ ービスがあるため、事業内容の検証を行います。
特別支援学級	教育推進課	障がいのある児童・生徒の状況に応じた特別支援学級を 設置し、個々に応じて、特別の教育課程を編成して教育 を行います。また、補助員等を配置し、児童・生徒の必 要な生活の指導や安全確保を図ります。

# 4 いきいきと地域で活動する【雇用・社会参加】

#### (1) 雇用促進、就労支援の推進

障がいのある人の就労は、地域で自立した生活を営む上での基本であるとともに、社会 参加や生きがいにもつながる重要なものです。そのため、障がいのある人それぞれの特性 に応じたきめ細かな相談や、障がいの状況に応じた職業能力の開発や職場適応のための訓 練に加え、多様な就労の場の確保から職業定着支援まで、一貫した就労支援体制を充実さ せていきます。

また、国は障がい者の法定雇用率(注1)の引き上げなどにより、障がい者雇用を推進しており、 本町でも、引き続き事業所等に対して、障がい者雇用への理解を求め、障がいのある人が働きや すい環境となるよう、受入れ体制を整える支援をしていくとともに、一般就労が困難な人には、 継続的に働くことのできる福祉的な就労の場の確保を図っていきます。

【第4次障がい者	<b>計画の評価からみた現状と課題</b> 】
現状	・駿東・田方圏域自立支援協議会において「一般就労システム構築ワ
	ーキンググループ」を設置し、ハローワークと求人情報の共有等の
	連携を行うなど一般就労の体制づくりを強化しています。
	・長泉町障がい者自立支援協議会の「事業所部会」においては、就労希
	望者及び就労者の事例検討を行い、支援現場のレベルでの課題や情
	報共有、地域課題の推察等を行っています。
	・ハローワークと個々の就労についての支援・対応・情報共有や障が
	い者雇用助成制度 <sup>(注2)</sup> 等で連携を図っています。
	・本町では、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針
	を、毎年定めて取り組んでおり、運営を委託している就労支援施設
	に、就労支援員の加配人件費を負担することにより、就労支援に力
	を入れています。
今後に向け	・一般就労しても職場環境等が合わずに離職してしまうこともあり、
ての課題	職場への定着に向けた支援も課題となっています。また、就労上の
	課題など、困ったときに、抱え込まずに相談できる体制を整える必
	要があります。
	・一般企業に対する、制度や助成等の啓発、相談などについて、関係機
	関との連携を図り、障がいに対する理解を促進する必要があります。
	・中小企業への啓発に関して、商工会などとの連携が可能か検討して
	いくことが求められます。
	• 庁内での障害者就労施設等からの物品等の調達は定着してきていま
	すが、今後は役場以外からの発注数の増加や、発注の固定化への対

<sup>(</sup>注1) 「障がい者の法定雇用率」:「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地 方公共団体それぞれに義務付けられている障がい者雇用の最低比率のことです。

応が求められます。

(注2) 「障がい者雇用助成制度」:障がい者を試行的に雇い入れたときや、初めて雇用するときなど、障 がい者雇用の取組を進める企業に対して、助成金が支給される支援制度のことです。

#### ①雇用、就労支援の推進

関係機関との連携を強化し、雇用・就労を支援する体制の整備、充実を図り、障がいの ある人が安心して働くことができる環境づくりを支援します。

障がいのある人に対しては、職業能力や知識の向上、勤労意欲や自立意欲の促進により、 就労への意識を高めるよう支援します。

#### 【主要な取組】

事業・取組	担当課	概要
	福祉保険課	駿東・田方圏域自立支援協議会の「一般就労システム構
   障がい者自立		築ワーキンググループ」において、地域における障がい
支援協議会に		のある人の就労に向けた課題の検討や、推進に向けた体
よる就労体制		制づくりを行います。
の整備		長泉町障がい者自立支援協議会「事業所部会」において
		は、就労に伴う支援困難ケースの検討や関係する地域課
		題の解決に向けた検討を行います。
	福祉保険課	障がいのある人の希望に沿った就労が可能となるよう、
雇用の促進		ハローワークや就労支援事業所等との連携を強化し、障
		がいのある人の雇用を進めていきます。
	福祉保険課	就労による生活面の課題について、「就労定着支援」の積
   就労定着支援		極的な利用を進め、企業・自宅等への訪問や障がいのあ
机刀足包叉顶		る人の来所により助言等を行い、就労先の定着を図りま
		す。
就労事業所へ	全課	福祉的就労事業所等への発注について、毎年度計画を立
の優先発注		て、優先的かつ積極的に発注します。

#### ②就労の理解と啓発促進

ハローワークと連携し、企業や事業所に対して、障がい者雇用に対する理解を深めるよう啓発するとともに、企業や事業者が積極的に障がい者雇用を推進できるよう周知を行っていきます。

事業・取組	担当課	概要	
事業主への啓発	福祉保険課	町内の事業主に対し、障がい者雇用や障がいに対する理解を広めるため、就労支援事業所やハローワークなどと連携して、制度や相談窓口の周知を図ります。	

# (2) 社会参加の推進

障がいのある人の生活の質の向上やその人がもつ個性を発揮しながら、自分らしい暮ら しを営むことができるよう、活動の機会や環境づくりを充実させていきます。

#### 【第4次障がい者計画の評価からみた現状と課題】

現状	・障がいのある人の移動を支援し、旅行や行事への参加、スポーツ大
	会や相談支援事業所に委託している余暇支援事業への参加を促して
	います。
	・イベントなどの際は、社会福祉協議会が窓口となり、手話通訳者を
	派遣しています。
	•月に1回、広報誌「福祉ながいずみ」を発行し、団体の活動やイベン
	トなど情報提供を行っています。
今後に向け	・文化行事やスポーツ大会において、障がいのある人の参加の増加に
ての課題	向けた啓発や、障がいのある人も参加できる種目の検討や、障がい
	者スポーツの周知も必要です。
	・余暇活動やレジャーに関する情報については、今後も静岡県と連携
	し、継続的に情報を提供することで広報誌の充実を図るとともに、
	ホームページの掲載内容を検討していく必要があります。

#### ①スポーツ、生涯学習

障がいのある人の社会参加に対するニーズに合った活動内容を充実させ、障がいのある 人が社会参加しやすい環境の整備を図ります。

事業・取組	担当課	概要
余暇支援活動 の推進	福祉保険課	一般就労等をしている障がいのある人の休日の過ごし 方を有意義なものにするため、月に1回程度、イベント 等を企画実施します。
行事等の情報 の提供	福祉保険課	自治会の行事やイベント、各種団体が開催する文化行事 やスポーツ大会などに関する情報を提供し、参加の促進 を図ります。

# 参考資料

# 1 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例

平成 25 年3月 27 日条例第 15 号

(設置)

第1条 長泉町の福祉施策を効果的かつ効率的に推進するため、長泉町福祉施策推進・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。
  - (1) 福祉施策の推進のための計画の策定及び見直しに関すること。
  - (2) 福祉施策の評価に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 福祉団体等の代表者
  - (2) 社会福祉施設の代表者
  - (3) 住民組織の代表者
  - (4) 医療機関の代表者
  - (5) 学識経験者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(仟期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。
- 3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

# 2 長泉町福祉施策推進・評価委員会委員名簿

# 【委員】

	氏名	選出母体	所属
委員長	坂本 紹一	学識経験者	一般社団法人 社会福祉士会
副委員長	内 野 菊 江	福祉団体等	長泉町ボランティア連絡会
委員	河 野 典 生	福祉団体等	シニアクラブ長泉
委員	芹澤和代	福祉団体等	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会
委員	富岡 純子	福祉団体等	長泉町健康づくり推進委員会
委員	杉山 高司	福祉団体等	長泉町身体障害者福祉会
委員	江 畑 均	福祉団体等	長泉町民生委員・児童委員協議会
委員	大 迫 陽子	社会福祉施設	社会福祉法人 静香会
委員	杉 山 弘 年	社会福祉施設	社会福祉法人 蒼樹会
委員	小野康二	住民組織	区長連絡協議会
委員	牧 野 修 也	医療機関	駿東歯科医師会 長泉町支部
委員	山本一貴	医療機関	一般社団法人 沼津医師会
委員	東 亮 宏	学識経験者	学校法人 三島学園 知徳高等学校
委員	佐久間 浩一	学識経験者	株式会社 ソーシャルケア

# 【事務局】

氏名	所属	備考
秋 山 勉	住民福祉部門	部長
井出 雅人	福祉保険課	課長
佐藤 久敬	福祉保険課 福祉チーム	
伏見 麻寿代	福祉保険課 福祉チーム	
市川陽堂	福祉保険課 福祉チーム	

# 3 長泉町 第5次 障がい者計画策定経過

日時	内 容
平成 29 年 11 月 20 日 (月) ~12 月8日 (金)	「長泉町障がい者計画見直しに関するアンケート調査」の 実施 (アンケート調査の結果は 26~41 ページ参照)
平成30年8月23日(木)	平成30年度 第1回 福祉施策推進・評価委員会 ・平成30年度 第4次障がい者計画の概要 ・第4次障がい者計画の評価 ・「長泉町障がい者計画見直しに関するアンケート調査」結果報告
平成30年10月25日(木)	平成30年度 第2回 福祉施策推進・評価委員会 ・障がい福祉全般に関する評価
平成30年10月30日(火)	障がい者団体 ヒアリング調査 (調査の結果は 44~45 ページ参照)
平成30年11月5日(月)	相談支援事業所 ヒアリング調査 (調査の結果は 44~45 ページ参照)
平成30年11月22日(木)	平成30年度 第3回 福祉施策推進・評価委員会 ・第5次障がい者計画(素案)の検討
平成30年12月20日(木)	平成30年度 第4回 福祉施策推進・評価委員会 ・第5次障がい者計画 (素案) の検討
平成31年1月9日(水) ~2月8日(金)	パブリックコメントの実施 • 提出意見1件
平成31年2月14日(木)	平成30年度 第5回 福祉施策推進・評価委員会 ・パブリックコメント実施後の報告、第5次障がい者計画 (最終案) について

# 長泉町 第5次障がい者計画

<発行年月>2019(平成31)年3月

<編集・発行>長泉町 福祉保険課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828

電話番号: 055-989-5512

http://www.town.nagaizumi.lg.jp